

平成 22 年度

地方公務員共済組合等事業年報

総務省自治行政局公務員部福利課

目 次

概 要

第 1 制度の沿革	3
1. 地方公務員の共済組合制度の沿革	3
2. 社会保障協定の状況	6
3. 地方議会議員の年金制度の沿革	9
第 2 制度の改正等	9
1. 制度の改正	9
2. 平成 22 年度における年金額の改定	10
第 3 制度の概要	11
1. 地方公務員の共済組合制度の概要	11
2. 地方団体関係団体職員年金制度等の概要	19
3. 地方議会議員の年金制度の概要	21
第 4 事業の概要	23
I 地方公務員共済組合の事業の概要	23
[I] 組合及び組合員の概況	23
1. 組合等の数	23
2. 組合員数	24
3. 被扶養者数	28
4. 給料月額及び期末手当等の額	29
[II] 短期給付の概況	31
1. 収支の状況	31
2. 短期財源率の状況	36

3.	給付の状況	37
(1)	給付の種類	37
(2)	受診率等の状況	37
(3)	掛金・負担金収入に対する法定給付の割合	38
(4)	給付実績	38
[Ⅲ]	長期給付の概況	45
1.	長期財源率の状況	45
2.	収入の状況	46
3.	給付の状況	47
4.	長期給付積立金の状況	52
[Ⅳ]	福祉事業の概況	55
Ⅱ	地方議会議員共済会の事業の概要	62
[Ⅰ]	地方議会議員の概況	62
[Ⅱ]	給付経理の財源	62
[Ⅲ]	収支の概況（給付経理）	62

統 計 表 I（地方公務員等共済組合）

1	組合員数、被扶養者数及び給料に関する調	64
2	福祉施設に関する調	68
3	短期法定給付支給状況調	70
4	短期附加給付支給状況調	80
5	長期給付支給状況調	82
6	年金種類別受給権者状況調	84
7	短期経理貸借対照表	86
8	同 損益計算書	88
9	長期経理貸借対照表	90
10	同 損益計算書	92
11	業務経理貸借対照表	94

12	同	損益計算書	96
13		保健經理貸借対照表	98
14	同	損益計算書	100
15		医療經理貸借対照表	104
16	同	損益計算書	106
17		宿泊經理貸借対照表	110
18	同	損益計算書	114
19		住宅經理貸借対照表	118
20	同	損益計算書	120
21		貯金經理貸借対照表	122
22	同	損益計算書	124
23		貸付經理貸借対照表	126
24	同	損益計算書	128
25		物資經理貸借対照表	132
26	同	損益計算書	136
27		財形經理貸借対照表	140
28	同	損益計算書	142

概 要

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の違いによって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退職料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。
- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育

職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和33年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和18年4月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなったが、昭和27年4月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和29年7月に市町村職員共済組合法が制定され、翌30年1月1日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあつては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和37年12月1日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあつては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があつた場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があったこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別個に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適性かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、

すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

(11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不通算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。

(12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。

(13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることに より平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

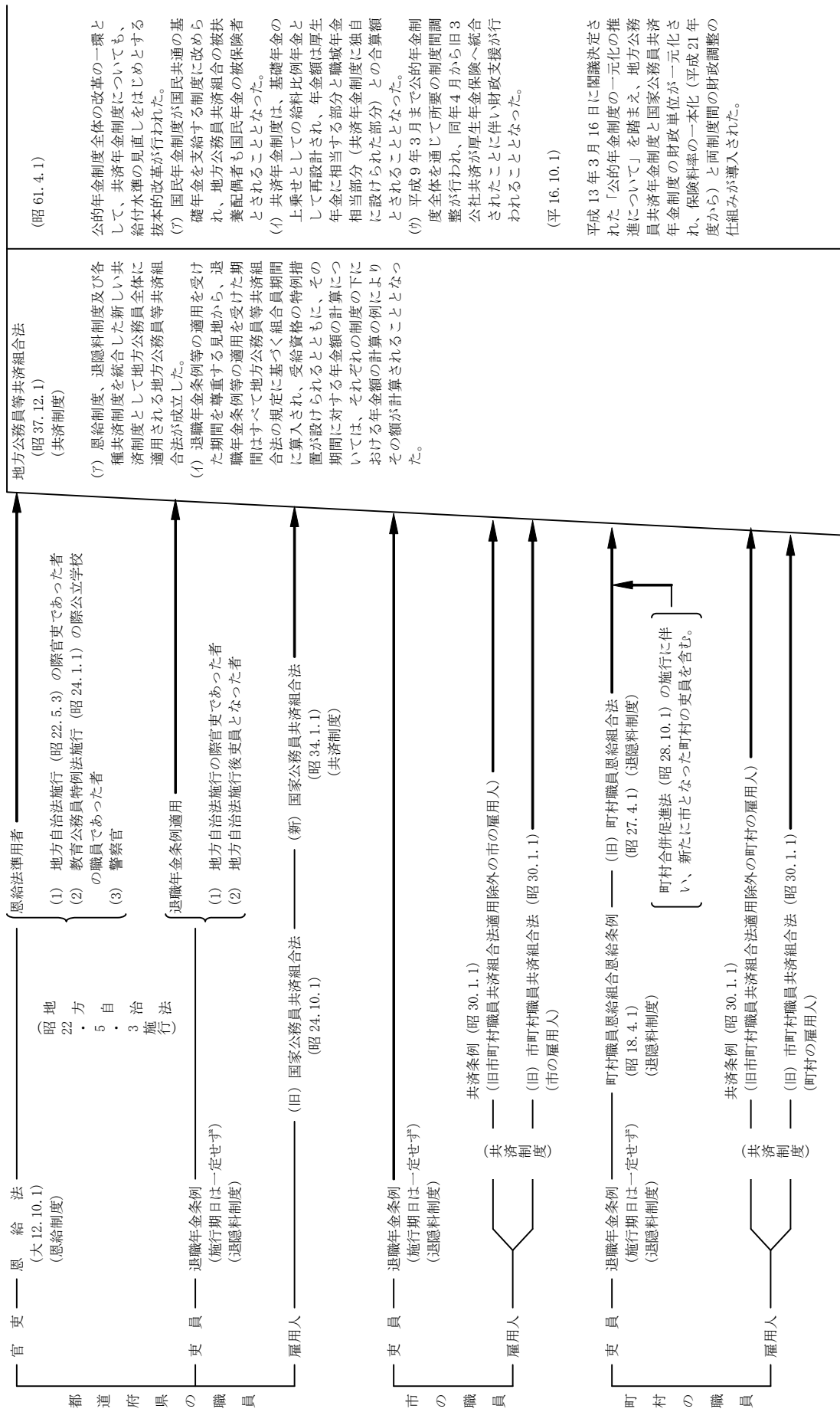
2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生

じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
スペイン	○		平成 22 年 12 月 1 日
アイルランド	○		平成 22 年 12 月 1 日

地方公務員の退職年金制度の沿革 (略表)



3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、現行の地方議会議員共済会（以下「共済会」という）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、厳しい年金財政の状況に対応するため、平成 15 年 4 月 1 日から給付水準の原則 20%引下げが行われ、平成 19 年 4 月 1 日から給付水準の原則 12.5%引下げが行われた。また、平成 18 年 10 月 1 日から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

しかしながら、その後、市町村合併に伴う議員定数の削減が予想以上に進展したことに加え、行政改革に伴う議員定数及び議員報酬の削減が行われたため、さらに財政状況が悪化し、持続的な制度として存続させることが困難となったことから、平成 23 年 6 月 1 日をもって制度を廃止することとされた。

第 2 制度の改正等

1 制度の改正

平成 22 年においては、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 27 号）」、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 65 号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 障害共済年金の配偶者の加算の改善

障害等級が1級又は2級に該当する障害共済年金の受給者が、その権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持している65歳未満の配偶者を有するに至ったときは、その翌月から障害共済年金の額の加算を行うこととされた。

(2) 高額療養費の自己負担限度額の引上げ凍結

70歳から74歳である者が受けた療養に係る一部負担金等の割合について、引き続き1割に据え置くこととされたことに伴い、当該対象者に係る高額療養費の自己負担限度額についても引き続き引上げを凍結することとされた。

2 平成22年度における年金額の改定

年金額の改定については、平成16年の法改正によりマクロ経済スライドが導入されており、給付と負担の関係が自動的に調整されることになっている。

ただし、平成12年度から平成14年度にかけての物価下落時に特例的に据え置かれた分(1.7%)が解消されるまでは、マクロ経済スライドは適用されないこととされている。平成22年度においては、平成21年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス1.4%と下落したが、平成16年改正後の法律が規定する本来の年金水準よりも現在支給されている物価スライド特例水準の年金額のほうが高いため、年金額の改定は行われなかったこととされた。

第3 制度の概要

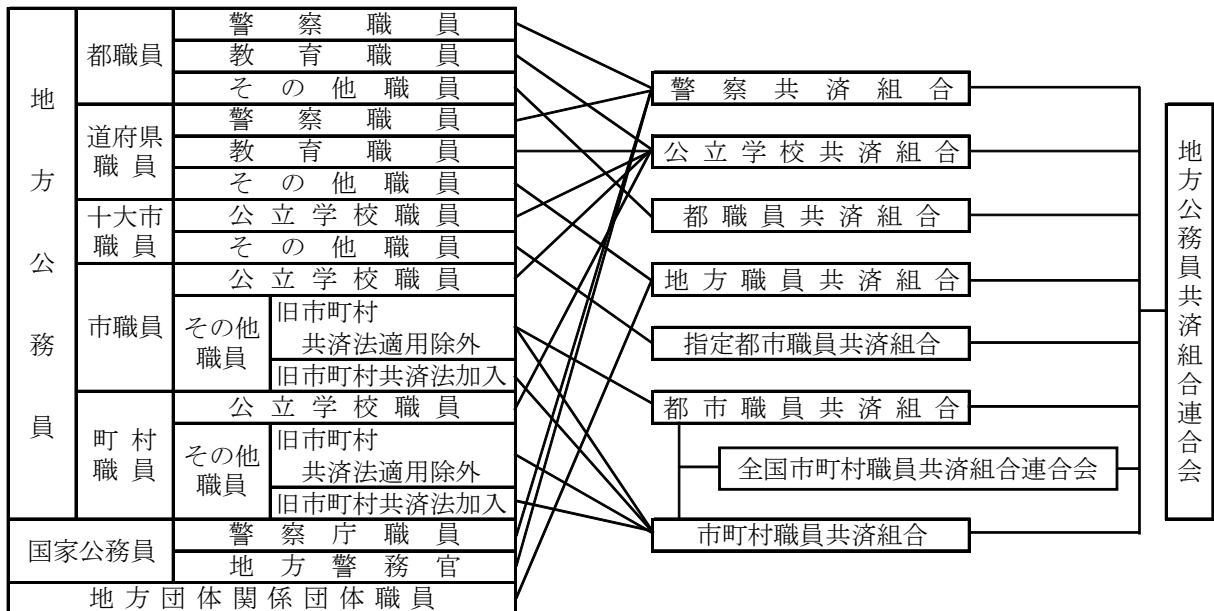
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組 合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

(2) 地方公務員共済組合連合会

組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。

イ 組合の長期給付（基礎年金拠出金に係る負担を含む。）に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を定めること。

ウ 長期給付積立金を管理すること。

エ 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。

オ その他その目的を達成するために必要な事業。

(3) 全国市町村職員共済組合連合会

市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの。①長期給付の決定及び支払 ②長期給付に充てるべき積立金の積立て ③長期給付に係る業務上の余裕金の管理 ④その他総務省令で定める業務。

イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。

ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切

に行われるように、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するため、短期給付に係る財政調整事業を行うこと。

オ 構成組合が行う育児・介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児・介護休業手当金に係る共同事業を行うこと。

カ 災害給付積立金を管理すること。

キ 福祉事業を行うこと。

ク その他その目的を達成するために必要な事業。

なお、平成 18 年度まで、各市町村職員共済組合及び都市職員共済組合ごとに行われてきた長期給付事業は、平成 19 年 4 月から市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる国の職員となった者は、その職員又は国の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織する組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

(ア) 適用状況

平成 22 年 4 月 1 日に熊本市職員健康保険組合が、12 月 1 日に京都市職

員健康保険組合及び大阪府市町村職員健康保険組合が解散したため、すべての地方公務員共済組合の組合員に適用されている。

(イ) 給付の種類

a 法定給付には次の 15 種類がある。

保健給付……………①療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費並びに移送費 ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 ③高額療養費及び高額介護合算療養費
④出産費 ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
休業給付……………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金
災害給付……………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

b 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には次の 4 種類がある。

退職給付……………①退職共済年金
障害給付……………②障害共済年金 ③障害一時金
遺族給付……………④遺族共済年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(6) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の運営

- ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(7) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。また、子が3歳に達するまでの養育による部分休業の取得等に伴い給料が減額された場合、減額後の給料をもとに掛金及び負担金が算定される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている。

イ 長期給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額及び公務上による給付に要する費用を地方公共団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方公共団体と組合員とが折半により負担することとされている。

ウ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、各年度の組合の事務に要する費用の2分の1に100分の75を乗じて得

た額と組合の事務に要する費用の2分の1に100分の60を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(7) 短期給付……………その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 長期給付……………その費用の予想額と掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことが出来るように算定し、またその費用は少なくとも5年ごとに再計算を行う。なお、平成16年の法改正により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の財政単位の一元化、厚生年金の財政計算における有限均衡方式（既に生まれている世代が概ね年金受給を終える100年程度の期間について、当該期間の終了時に保険給付に支障が生じない程度の水準の積立金を保有することとしつつ、給付と負担の均衡を図ることとする財政方式）の採用などを踏まえ、長期給付に要する費用は、その費用の予想額と国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の予想額の合計額と、両共済の収入及び積立金の額の合計額とが、概ね100年間に相当する期間の終了時に必要な額の積立金を保有しつつ、財政の均衡を保つことができるように算定されることとされている。

(8) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者

を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(9) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、掛金を払い込まなかったとき、組合員となったとき、任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となったときは、その資格を喪失する。

(10) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)の公布の日(昭和56年11月20日)において現に組合員であった者で、地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づく条例で定める日(定年退職日)まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が10年以上であり、

かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して6月を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに申し出たときは、特例継続組合員の資格を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなされる。

(11) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共済の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第3条の2の2の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第3条の3の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第3条の4の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(12) 派遣職員に関する法の適用

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをする

こととされている。

(13) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）の役員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、これらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされている。

- ア 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方 6 団体がこれに該当する。）
- イ 地方自治法第 263 条の 2 第 1 項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）
- ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- オ 地方公務員災害補償基金
- カ 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社
- コ 土地開発公社
- サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給 付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる 4 種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

- ア 退職給付……………①退職共済年金
- イ 障害給付……………②障害共済年金 ③障害一時金
- ウ 遺族給付……………④遺族共済年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(4) 福 祉 事 業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業

を行うことができる。

- ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設経営
- ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が給付を行うために必要な費用は、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が、また業務上の給付に要する費用を地方団体関係団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方団体関係団体と団体組合員とが折半により負担することとされた。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされ、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成16年度以降においては、事務に要する費用に100分の60を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとする特例が設けられている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりであ

る。

(1) 共 済 会

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

ア 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会

イ 市（特別区を含む。）の議会の議員……………市議会議員共済会

ウ 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

(2) 給 付

共済会が行う給付には、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の5種類がある。

(3) 費用の負担

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金（都道府県議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 13.0 、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0 ）及び特別掛金（都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0 、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5 ）をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされているが、その負担は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額 100 分の 10.0 、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.5 とされている。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 地方議会議員共済会が支給する年金の改定

昭和48年度までは実施されていなかったが、昭和49年度からは増額又は減額改定されている。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

〔I〕 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

平成22年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合3の合計64組合であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組 合 名	年 度		前年度との 比 較 増 減
	平成22年度末	平成21年度末	
地方職員共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
公立学校共済組合	1 (47)	1 (47)	0 (0)
警察共済組合	1 (49)	1 (49)	0 (0)
東京都職員共済組合	1	1	0
指定都市職員共済組合	10	10	0
市町村職員共済組合	47	47	0
都市職員共済組合	3	4	△ 1
計	64 (143)	65 (143)	△ 1 (0)

注1. () 内の数は、支部数である。

2. 都市職員共済組合から、熊本市が市町村職員共済組合に加入している。

2 組合員数

平成 22 年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 2,942,386 人、長期給付適用は 2,878,418 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,463,448 人（短期給付適用者全体の 83.7%）、地方公共団体の長である組合員 1,786 人（同 0.1%）、特定消防組合員 149,663 人（同 5.1%）、船員一般組合員 2,013 人（同 0.1%）、特定警察組合員 249,067 人（同 8.5%）及び任意継続組合員 76,409 人（同 2.6%）である。長期給付適用は、一般組合員 2,463,448 人（長期給付適用者全体の 85.6%）、地方公共団体の長である組合員 1,792 人（同 0.1%）、特定消防組合員 149,663 人（同 5.2%）、長期組合員 11,281 人（同 3.9%）、船員一般組合員 2,013 人（同 0.1%）、継続長期組合員 1,154 人（同 0.0%）及び特定警察組合員 249,067 人（同 8.7%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 40,895 人増加（1.4%増）しており、その内訳は、一般組合員 31,675 人増、地方公共団体の長である組合員 45 人増、特定消防組合員 8,647 人増、船員一般組合員 78 人減、特定警察組合員 1,229 人増及び任意継続組合員 623 人減となっている。長期給付適用は総数で 29,226 人減少（1.0%減）しており、その内訳は、一般組合員 31,637 人増、地方公共団体の長である組合員 4 人増、特定消防組合員 8,647 人増、長期組合員 62,445 人減、特定消防長期組合員 8,149 人減、船員一般組合員 78 人減、継続長期組合員 71 人減、特定警察組合員 1,229 人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,832,662 人（短期給付適用者全体の 62.3%）、女子組合員 1,109,724 人（同 37.7%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 20,662 人増加、女子組合員は 20,233 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,790,336 人（長期給付適用者全体の 62.2%）、女子組合員 1,088,082 人（同 37.8%）であり、前年度と比較すると男子組合員が 26,239 人減少、女子組合員も 2,987 人減少している（第 2 表その（一）参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済組合が 68.0%、警察共済組合が 89.9%、指定都市職員共済組合が 70.4%及び

市町村職員共済組合が 63.5%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均 62.3%より高くなっているが、公立学校共済組合の 50.0%、東京都職員共済組合の 60.0%及び都市職員共済組合の 60.7%はこの平均より低くなっている。長期給付適用は、地方職員共済組合が 67.6%、警察共済組合が 89.8%、指定都市職員共済組合が 70.4%、全国市町村職員共済組合連合会が 63.2%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均 62.2%より高くなっているが、公立学校共済組合の 49.8%及び東京都職員共済組合の 60.1%はこの平均より低くなっている（第2表その（二）参照）。

第2表 組合員数の状況

その（一） 組合員種別

（短期給付適用）

区 分		平成 22 年度 末		平成 21 年度 末		増 減	
		組合員数	割 合	組合員数	割 合	組合員数	伸び率
一 般 組 合 員		人	%	人	%	人	%
	男	1,399,300	47.6	1,386,578	47.8	12,722	0.9
	女	1,064,148	36.2	1,045,195	36.0	18,953	1.8
	計	2,463,448	83.7	2,431,773	83.8	31,675	1.3
地方公共団体の 長である組合員	男	1,759	0.1	1,713	0.1	46	2.7
	女	27	0.0	28	0.0	△ 1	△ 3.6
	計	1,786	0.1	1,741	0.1	45	2.6
特定消防組合員	男	146,651	5.0	138,372	4.8	8,279	6.0
	女	3,012	0.1	2,644	0.1	368	13.9
	計	149,663	5.1	141,016	4.9	8,647	6.1
船員一般組合員	男	2,004	0.1	2,079	0.1	△ 75	△ 3.6
	女	9	0.0	12	0.0	△ 3	△ 25.0
	計	2,013	0.1	2,091	0.1	△ 78	△ 3.7
特定警察組合員	男	232,722	8.0	232,444	8.0	278	0.1
	女	16,345	0.6	15,394	0.5	951	6.2
	計	249,067	8.5	247,838	8.5	1,229	0.5
短 期 組 合 員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
任意継続組合員	男	50,226	1.7	50,814	1.8	△ 588	△ 1.2
	女	26,183	0.9	26,218	0.9	△ 35	△ 0.1
	計	76,409	2.6	77,032	2.7	△ 623	△ 0.8
合 計	男	1,832,662	62.3	1,812,000	62.5	20,662	1.1
	女	1,109,724	37.7	1,089,491	37.5	20,233	1.9
	計	2,942,386	100.0	2,901,491	100.0	40,895	1.4

(長期給付適用)

区 分 組合員の種類		平成 22 年 度 末		平成 21 年 度 末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
		人	%	人	%	人	%
一 般 組 合 員	男	1,399,300	48.6	1,386,584	47.7	12,716	0.9
	女	1,064,148	37.0	1,045,227	35.9	18,921	1.8
	計	2,463,448	85.6	2,431,811	83.6	31,637	1.3
地方公共団体の 長である組合員	男	1,765	0.1	1,760	0.1	5	0.3
	女	27	0.0	28	0.0	△ 1	△ 3.6
	計	1,792	0.1	1,788	0.1	4	0.2
特定消防組合員	男	146,651	5.1	138,372	4.8	8,279	6.0
	女	3,012	0.1	2,644	0.1	368	13.9
	計	149,663	5.2	141,016	4.8	8,647	6.1
長 期 組 合 員	男	6,778	0.2	46,164	1.6	△ 39,386	△ 85.3
	女	4,503	0.2	27,562	0.9	△ 23,059	△ 83.7
	計	11,281	0.4	73,726	2.5	△ 62,445	△ 84.7
特定消防長期 組 合 員	男	-	-	7,983	0.3	△ 7,983	皆減
	女	-	-	166	0.0	△ 166	皆減
	計	-	-	8,149	0.3	△ 8,149	皆減
船員一般組合員	男	2,004	0.1	2,079	0.1	△ 75	△ 3.6
	女	9	0.0	12	0.0	△ 3	△ 25.0
	計	2,013	0.1	2,091	0.1	△ 78	△ 3.7
継続長期組合員	男	1,116	0.0	1,189	0.0	△ 73	△ 6.1
	女	38	0.0	36	0.0	2	5.6
	計	1,154	0.0	1,225	0.0	△ 71	△ 5.8
特定警察組合員	男	232,722	8.1	232,444	8.0	278	0.1
	女	16,345	0.6	15,394	0.5	951	6.2
	計	249,067	8.7	247,838	8.5	1,229	0.5
特例継続組合員	男	-	-	-	-	-	-
	女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
合 計	男	1,790,336	62.2	1,816,575	62.5	△ 26,239	△ 1.4
	女	1,088,082	37.8	1,091,069	37.5	△ 2,987	△ 0.3
	計	2,878,418	100.0	2,907,644	100.0	△ 29,226	△ 1.0

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- (1) 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- (2) 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- (3) 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令（以下「令」という。）附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (4) 「長期組合員」とは、法附則第 29 条第 1 項、令附則第 43 条第 1 項若しくは第 45 条第 3 項の規定により、又は令附則第 44 条第 1 項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員である。
- (5) 「特定消防長期組合員」とは、長期組合員のうち令附則第 30 条の 4 に規定する特定消防職員である組合員である。
- (6) 「船員一般組合員」とは、船員保険法第 17 条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- (7) 「継続長期組合員」とは、法第 140 条第 1 項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- (8) 「特定警察組合員」とは、令附則第 30 条の 4 に規定する特定警察職員である組合員である。
- (9) 「特例継続組合員」とは、法附則第 28 条の 7 第 1 項の規定による申し出をした者である。
- (10) 「短期組合員」とは、次に掲げる組合員である。
 - ① 組合又は市町村連合会の役員である組合員である者のうち昭和 58 年法律第 59 号附則第 8 条第 2 項の規定により引き続き組合役員である者
 - ② 旧市町村職員共済組合の組合員であった者で昭和 39 年法律第 152 号による改正前の法附則第 31 条の規定により組合員となり、引き続き昭和 39 年法律第 152 号附則第 3 条の規定による申し出をしたもの。
- (11) 「任意継続組合員」とは、法第 144 条の 2 第 1 項の規定による申し出をした者である。

その（二） 組合別
（短期給付適用）

区 分 組 合 名		平成 22 年 度 末		平成 21 年 度 末		増 減	
		組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
地 方 職 員 共 済 組 合	男	209,199	68.0	215,263	68.7	△ 6,064	△ 2.8
	女	98,588	32.0	98,301	31.3	287	0.3
	計	307,787	100.0	313,564	100.0	△ 5,777	△ 1.8
公 立 学 校 共 済 組 合	男	493,990	50.0	498,205	50.1	△ 4,215	△ 0.8
	女	494,997	50.0	495,933	49.9	△ 936	△ 0.2
	計	988,987	100.0	994,138	100.0	△ 5,151	△ 0.5
警 察 共 済 組 合	男	265,489	89.9	265,603	90.2	△ 114	△ 0.0
	女	29,987	10.1	28,924	9.8	1,063	3.7
	計	295,476	100.0	294,527	100.0	949	0.3
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男	75,423	60.0	76,667	60.2	△ 1,244	△ 1.6
	女	50,343	40.0	50,695	39.8	△ 352	△ 0.7
	計	125,766	100.0	127,362	100.0	△ 1,596	△ 1.3
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男	124,175	70.4	115,617	70.6	8,558	7.4
	女	52,129	29.6	48,041	29.4	4,088	8.5
	計	176,304	100.0	163,658	100.0	12,646	7.7
市 町 村 職 員 共 済 組 合	男	633,225	63.5	609,023	63.7	24,202	4.0
	女	363,539	36.5	347,778	36.3	15,761	4.5
	計	996,764	100.0	956,801	100.0	39,963	4.2
都 市 職 員 共 済 組 合	男	31,161	60.7	31,622	61.5	△ 461	△ 1.5
	女	20,141	39.3	19,819	38.5	322	1.6
	計	51,302	100.0	51,441	100.0	△ 139	△ 0.3
合 計	男	1,832,662	62.3	1,812,000	62.5	20,662	1.1
	女	1,109,724	37.7	1,089,491	37.5	20,233	1.9
	計	2,942,386	100.0	2,901,491	100.0	40,895	1.4

（注）指定都市職員共済組合及び市町村職員共済組合の組合員の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあつては京都市職員共済組合が、市町村職員共済組合にあつては大阪府市町村職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

（長期給付適用）

区 分 組 合 名		平成 22 年 度 末		平成 21 年 度 末		増 減	
		組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	割 合	組 合 員 数	伸 び 率
地 方 職 員 共 済 組 合	男	211,014	67.6	216,974	68.3	△ 5,960	△ 2.7
	女	101,360	32.4	100,683	31.7	677	0.7
	計	312,374	100.0	317,657	100.0	△ 5,283	△ 1.7
公 立 学 校 共 済 組 合	男	476,602	49.8	480,934	49.9	△ 4,332	△ 0.9
	女	481,236	50.2	482,244	50.1	△ 1,008	0.2
	計	957,838	100.0	963,178	100.0	△ 5,340	△ 0.6
警 察 共 済 組 合	男	261,866	89.8	261,837	90.1	29	0.0
	女	29,753	10.2	28,649	9.9	1,104	3.9
	計	291,619	100.0	290,486	100.0	1,133	0.4
東 京 都 職 員 共 済 組 合	男	74,508	60.1	75,604	60.2	△ 1,096	△ 1.4
	女	49,547	39.9	49,896	39.8	△ 349	△ 0.7
	計	124,055	100.0	125,500	100.0	△ 1,445	△ 1.2
指 定 都 市 職 員 共 済 組 合	男	122,608	70.4	125,145	71.0	△ 2,537	△ 2.0
	女	51,459	29.6	51,184	29.0	275	0.5
	計	174,067	100.0	176,329	100.0	△ 2,262	△ 1.3
全 国 市 町 村 職 員 共 済 組 合 連 合 会	男	643,738	63.2	656,081	63.4	△ 12,343	△ 1.9
	女	374,727	36.8	378,413	36.6	△ 3,686	△ 1.0
	計	1,018,465	100.0	1,034,494	100.0	△ 16,029	△ 1.5
合 計	男	1,790,336	62.2	1,816,575	62.5	△ 26,239	△ 1.4
	女	1,088,082	37.8	1,091,069	37.5	△ 2,987	△ 0.3
	計	2,878,418	100.0	2,907,644	100.0	△ 29,226	△ 1.0

（注）地方職員共済組合には、団体共済部に係るものを含む。

3 被扶養者数

平成 22 年度末現在の被扶養者数は 3,083,430 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 11,274 人増加している。

また、組合員（短期適用組合員 2,942,386 人）1 人当たりの被扶養者数は 1.05 人で、前年と比較すると 0.01 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.31 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.86 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

区分 組合名	平成22年度末		平成21年度末		増 減		
	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	組合員 1 人 当たり	被扶養者数	伸び率	組合員 1 人 当たり
	人	人	人	人	人	%	人
地方職員共済組合	363,761	1.18	376,023	1.20	△ 12,262	△ 3.3	△ 0.02
公立学校共済組合	903,396	0.91	924,256	0.93	△ 20,860	△ 2.3	△ 0.02
警察共済組合	388,246	1.31	391,474	1.33	△ 3,228	△ 0.8	△ 0.02
東京都職員共済組合	107,965	0.86	111,119	0.87	△ 3,154	△ 2.8	△ 0.01
指定都市職員共済組合	202,717	1.15	191,635	1.17	11,082	5.8	△ 0.02
市町村職員共済組合	1,065,316	1.07	1,024,515	1.07	40,801	4.0	0.00
都市職員共済組合	52,029	1.01	53,134	1.03	△ 1,105	△ 2.1	△ 0.02
合 計	3,083,430	1.05	3,072,156	1.06	11,274	0.4	△ 0.01

（注）指定都市職員共済組合及び市町村職員共済組合の被扶養者数の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあつては京都市職員共済組合が、市町村職員共済組合にあつては大阪府市町村職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

4 給料月額及び期末手当等の額

平成 22 年度末現在の組合員の給料月額の総額は、短期給付適用が 1 兆 158 億円、長期給付適用が 9,943 億円であり、それぞれ前年度と比較して、短期給付適用が 48 億円 (0.5%) 増、長期給付適用が 187 億円 (1.8%) 減となっている。これを組合員 1 人当たりの給料月額で見ると、短期給付適用 345,220 円、長期給付適用が 345,446 円となり、前年度と比較して、短期給付適用が 3,205 円 (0.9%) 減、長期給付適用が 2,971 円 (0.9%) 減となっている。

また、期末手当等の総額は、短期給付適用が 4 兆 3,456 億円、長期給付適用が 4 兆 3,573 億円であり、長期給付適用について前年度と比較すると 3,210 億円 (6.9%) 減となっている。これを組合員 1 人当たりの期末手当等の額で見ると、短期給付適用が 1,476,882 円、長期給付適用が 1,513,781 円となり、長期給付適用について前年度と比較すると 95,170 円 (5.9%) 減となっている (第 4 表参照)。

第 4 表 給料月額及び期末手当等の額の状況

その (一) 給料月額及び期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成22年度末		平成21年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	105,662,711	454,107,719	108,400,739	497,003,294	△ 2,738,028	△ 2.5	△ 42,895,575	△ 8.6
公立学校共済組合	369,723,175	1,558,739,038	374,431,911	1,659,340,483	△ 4,708,736	△ 1.3	△ 100,601,445	△ 6.1
警察共済組合	96,095,481	428,897,963	97,007,562	454,789,677	△ 912,081	△ 0.9	△ 25,891,714	△ 5.7
東京都職員共済組合	41,214,955	191,810,769	42,503,923	210,485,280	△ 1,288,968	△ 3.0	△ 18,674,511	△ 8.9
指定都市職員共済組合	58,745,009	274,531,857	55,078,043	271,018,398	3,666,966	6.7	3,513,459	1.3
市町村職員共済組合	327,508,930	1,367,195,930	316,520,966	1,382,869,596	10,987,964	3.5	△ 15,673,666	△ 1.1
都市職員共済組合	16,818,803	70,272,682	17,009,353	75,751,413	△ 190,550	△ 1.1	△ 5,478,731	△ 7.2
合 計	1,015,769,063	4,345,555,958	1,010,952,496	4,551,258,141	4,816,567	0.5	△ 205,702,183	△ 4.5

(注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある (以下、概要部分の表について同じ)。

2 指定都市職員共済組合及び市町村職員共済組合の給料月額及び期末手当等の額の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあっては京都市職員共済組合が、市町村職員共済組合にあっては大阪府市町村職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

(長期給付適用)

区分 組合名	平成22年度末		平成21年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	千円	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
地方職員共済組合	107,039,312	468,058,674	109,626,184	512,191,263	△ 2,586,872	△ 2.4	△ 44,132,589	△ 8.6
公立学校共済組合	359,575,940	1,558,490,878	364,186,305	1,658,821,528	△ 4,610,365	△ 1.3	△ 100,330,650	△ 6.0
警察共済組合	94,927,164	428,953,515	95,750,343	454,514,683	△ 823,179	△ 0.9	△ 25,561,168	△ 5.6
東京都職員共済組合	40,676,919	192,228,371	41,903,196	210,602,876	△ 1,226,277	△ 2.9	△ 18,374,505	△ 8.7
指定都市職員共済組合	57,953,959	274,216,129	59,276,231	294,169,779	△ 1,322,272	△ 2.2	△ 19,953,650	△ 6.8
全国市町村職員共済組合連合会	334,165,486	1,435,346,039	342,331,676	1,547,956,889	△ 8,166,190	△ 2.4	△ 112,610,850	△ 7.3
合 計	994,338,780	4,357,293,606	1,013,073,935	4,678,257,018	△ 18,735,155	△ 1.8	△ 320,963,412	△ 6.9

その(二) 組合員1人当たりの給料月額及び期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成22年度末		平成21年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	343,298	1,475,396	345,705	1,585,014	△ 2,407	△ 0.7	△ 109,618	△ 6.9
公立学校共済組合	373,840	1,576,097	376,640	1,669,125	△ 2,800	△ 0.7	△ 93,028	△ 5.6
警察共済組合	325,223	1,451,549	329,367	1,544,136	△ 4,144	△ 1.3	△ 92,587	△ 6.0
東京都職員共済組合	327,711	1,525,140	333,725	1,652,654	△ 6,014	△ 1.8	△ 127,514	△ 7.7
指定都市職員共済組合	333,203	1,557,150	336,544	1,656,005	△ 3,341	△ 1.0	△ 98,855	△ 6.0
市町村職員共済組合	328,572	1,371,635	330,812	1,445,305	△ 2,240	△ 0.7	△ 73,670	△ 5.1
都市職員共済組合	327,839	1,369,784	330,658	1,472,588	△ 2,819	△ 0.9	△ 102,804	△ 7.0
合 計	345,220	1,476,882	348,425	1,568,593	△ 3,205	△ 0.9	△ 91,711	△ 5.8

(長期給付適用)

区分 組合名	平成22年度末		平成21年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
	円	円	円	円	円	%	円	%
地方職員共済組合	342,664	1,498,392	345,109	1,612,404	△ 2,445	△ 0.7	△ 114,012	△ 7.1
公立学校共済組合	375,404	1,627,092	378,109	1,722,238	△ 2,705	△ 0.7	△ 95,146	△ 5.5
警察共済組合	325,518	1,470,938	329,621	1,564,670	△ 4,103	△ 1.2	△ 93,732	△ 6.0
東京都職員共済組合	327,894	1,549,542	333,890	1,678,111	△ 5,996	△ 1.8	△ 128,569	△ 7.7
指定都市職員共済組合	332,941	1,575,348	336,168	1,668,301	△ 3,227	△ 1.0	△ 92,953	△ 5.6
全国市町村職員共済組合連合会	328,107	1,409,323	330,917	1,496,342	△ 2,810	△ 0.8	△ 87,019	△ 5.8
合 計	345,446	1,513,781	348,417	1,608,951	△ 2,971	△ 0.9	△ 95,170	△ 5.9

〔Ⅱ〕 短期給付の概況

1 収支の状況

平成22年度の短期経理の収支は組合全体で、収入1兆7,404億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出1兆7,606億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引202億円の赤字決算となっている。なお、平成21年度は715億円の赤字決算であった（第5表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が87.0%（前年度86.7%）、利息及び配当金が0.1%（同0.2%）、その他の収入が5.6%（同5.7%）、前年度繰越支払準備金が7.4%（同7.4%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では990億円（6.0%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金894億円（6.3%）増、利息及び配当金9億円（33.9%）減、その他の収入40億円（4.3%）増、前年度繰越支払準備金65億円（5.3%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が39.9%（前年度39.0%）、休業給付が5.2%（同4.4%）、災害給付が0.0%（同0.0%）、附加給付が0.9%（同0.9%）、老人保健拠出金が0.1%（同0.1%）、退職者給付

拠出金が 2.9% (同 3.6%)、前期高齢者納付金が 16.1% (同 17.6%)、後期高齢者支援金が 14.8% (同 15.2%)、病床転換支援金が皆減 (同 0.0%)、その他の支出が 12.7% (同 11.8%)、次年度繰越支払準備金が 7.6% (同 7.5%) となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 477 億円 (2.8%) 増加しており、その内訳は、保健給付が 340 億円 (5.1%) 増、休業給付が 148 億円 (19.5%) 増、災害給付が 6 千万円 (17.0%) 減、附加給付が 3 億円 (1.7%) 増、老人保健拠出金が 8 億円 (76.4%) 増、退職者給付拠出金が 108 億円 (17.6%) 減、前期高齢者納付金が 181 億円 (6.0%) 減、後期高齢者支援金が 1 億円 (0.0%) 減、病床転換支援金が 2 億円 (皆減) 減、その他の支出が 210 億円 (10.4%) 増、次年度繰越支払準備金が 61 億円 (4.7%) 増である (第 5 表その (二) 参照)。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額 (年度末組合員で年間収入額を除いて得た額) は、前年度 490,309 円に対し、本年度は 514,344 円 (4.9%増) である。

第5表 短期経理の収支状況

その（一） 組合別収支状況

区分 組合名	収入 (A)			
	平成22年度	平成21年度	増減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方職員共済組合	195,682,088	174,566,747	21,115,341	12.1
公立学校共済組合	502,312,336	510,703,543	△ 8,391,207	△ 1.6
警察共済組合	168,751,616	162,525,625	6,225,991	3.8
東京都職員共済組合	71,286,101	74,521,809	△ 3,235,708	△ 4.3
指定都市職員共済組合	107,545,282	75,800,455	31,744,827	41.9
全国市町村職員共済組合連合会	46,658,465	38,599,636	8,058,829	20.9
市町村職員共済組合	616,439,819	580,825,605	35,614,214	6.1
都市職員共済組合	31,763,796	23,865,915	7,897,881	33.1
合計	1,740,439,503	1,641,409,334	99,030,169	6.0

(注) 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、短期
(注) 指定都市職員共済組合及び市町村職員共済組合の収支状況の著しい増加は、指定都市職員共済組合に
を開始した影響である。

その（二） 費用別収支状況

区分 費目	収入 (A)					
	平成22年度		平成21年度		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負担金	746,249,695	42.9	702,514,726	42.8	43,734,969	6.2
掛金	737,893,408	42.4	693,022,238	42.2	44,871,170	6.5
任意継続掛金	29,256,318	1.7	28,465,179	1.7	791,139	2.8
利息及び配当金	1,667,971	0.1	2,521,999	0.2	△ 854,029	△ 33.9
その他	97,139,351	5.6	93,149,310	5.7	3,990,041	4.3
小計	1,612,206,742	92.6	1,519,673,452	92.6	92,533,290	6.1
前年度繰越支払準備金	128,232,761	7.4	121,735,882	7.4	6,496,879	5.3
合計	1,740,439,503	100.0	1,641,409,334	100.0	99,030,169	6.0

(注) 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、短

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成22年度	平成21年度	増 減	増減率	平成22年度	平成21年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
185,039,034	191,910,722	△ 6,871,688	△ 3.6	10,643,054	△ 17,343,975
556,758,812	563,220,825	△ 6,462,013	△ 1.1	△ 54,446,476	△ 52,517,282
160,771,417	167,577,281	△ 6,805,864	△ 4.1	7,980,199	△ 5,051,656
66,846,842	71,893,798	△ 5,046,956	△ 7.0	4,439,259	2,628,010
106,469,586	71,275,531	35,194,055	49.4	1,075,696	4,524,924
38,068,588	35,622,487	2,446,101	6.9	8,589,877	2,977,148
615,745,390	588,187,488	27,557,902	4.7	694,429	△ 7,361,883
30,934,961	23,269,638	7,665,323	32.9	828,835	596,277
1,760,634,629	1,712,957,770	47,676,859	2.8	△ 20,195,126	△ 71,548,436

給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。
あつては京都市職員共済組合が、市町村職員共済組合にあつては大阪府市町村職員共済組合が短期給付事業

区 分 費 目	支 出 (B)						差引額 (A)-(B) 千円
	平成22年度		平成21年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
	千円	%	千円	%	千円	%	
保 健 給 付	701,680,452	39.9	667,669,096	39.0	34,011,356	5.1	平成22年度 △ 20,195,126
休 業 給 付	90,870,649	5.2	76,066,948	4.4	14,803,701	19.5	
災 害 給 付	277,131	0.0	334,074	0.0	△ 56,943	△ 17.0	
附 加 給 付	14,991,445	0.9	14,734,992	0.9	256,453	1.7	平成21年度 △ 71,548,436
老人保健拠出金	1,871,475	0.1	1,061,019	0.1	810,456	76.4	
退職者給付拠出金	50,695,994	2.9	61,510,810	3.6	△ 10,814,816	△ 17.6	
前期高齢者納付金	283,075,767	16.1	301,140,426	17.6	△ 18,064,659	△ 6.0	
後期高齢者支援金	259,907,371	14.8	260,019,797	15.2	△ 112,426	0.0	
病床転換支援金	-	-	211,030	0.0	△ 211,030	皆減	
そ の 他	222,941,990	12.7	201,976,818	11.8	20,965,172	10.4	
小 計	1,626,312,273	92.4	1,584,725,010	92.5	41,587,263	2.6	
次年度繰越支払準備金	134,322,356	7.6	128,232,761	7.5	6,089,595	4.7	
合 計	1,760,634,629	100.0	1,712,957,770	100.0	47,676,859	2.8	

期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その（三） 組合員 1 人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	平成 22 年度		平成 21 年度		増 減			
	掛金+負担金	1 人当 たりの 額	掛金+負担金	1 人当 たりの 額	掛金+負担金	増減率	1 人当 たりの 額	増減率
	千円	円	千円	円	千円	%	円	%
地方職員共済組合	181,002,815	588,078	159,383,231	508,296	21,619,584	13.6	79,782	15.7
公立学校共済組合	457,675,550	462,772	466,346,555	469,096	△ 8,671,005	△ 1.9	△ 6,324	△ 1.3
警察共済組合	155,018,973	524,642	148,275,997	503,438	6,742,976	4.5	21,204	4.2
東京都職員共済組合	65,700,522	522,403	67,725,682	531,757	△ 2,025,160	△ 3.0	△ 9,354	△ 1.8
指定都市職員共済組合	93,913,740	532,681	60,740,519	369,463	33,173,221	54.6	163,218	44.2
市町村職員共済組合	533,515,505	535,248	501,159,275	522,756	32,356,230	6.5	12,492	2.4
都市職員共済組合	26,572,316	517,959	20,370,884	393,790	6,201,432	30.4	124,169	31.5
合 計	1,513,399,421	514,344	1,424,002,143	490,309	89,397,278	6.3	24,035	4.9

- (注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金、負担金を含む。
 2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。
 3 指定都市職員共済組合及び市町村職員共済組合の掛金及び負担金収入額の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあっては京都市職員共済組合が、市町村職員共済組合にあっては大阪府市町村職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

2 短期財源率の状況

平成 22 年度末現在の短期財源率の状況は、第 6 表のとおりである。

平成 15 年度から総報酬制が導入され、各共済組合において、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用するよう短期財源率の算定が行われている。

第 6 表 短期財源率の状況

その（一） 市町村職員共済組合以外の組合

①給料に乗じる率 (単位：%)

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	51.48	51.48	102.96	10.60	2.96	大阪市職員共済組合	55.00	55.00	110.00	13.00	2.50
公立学校共済組合	37.00	37.00	74.00	9.72	3.30	神戸市職員共済組合	46.875	46.875	93.75	11.375	3.75
警察共済組合	48.10	48.10	96.20	13.00	3.30	広島市職員共済組合	46.075	46.075	92.15	12.25	5.00
東京都職員共済組合	46.3125	46.3125	92.625	10.88	4.40	北九州市職員共済組合	47.875	47.875	95.75	11.19	3.53
札幌市職員共済組合	56.55	56.55	113.10	13.80	4.30	福岡市職員共済組合	50.79375	50.79375	101.59	12.0375	4.36
川崎市職員共済組合	50.44375	50.44375	100.89	11.00	5.50	北海道都市職員共済組合	51.875	51.875	103.75	12.60	7.325
横浜市職員共済組合	44.95	44.95	89.90	10.00	2.13	仙台市職員共済組合	52.50	52.50	105.00	10.90	3.75
名古屋市職員共済組合	45.00	45.00	90.00	12.10	5.25	愛知県都市職員共済組合	44.375	44.375	88.75	11.25	7.48
京都市職員共済組合	49.29375	49.29375	98.5875	11.25	6.35						

②期末手当等に乗じる率 (単位：%)

区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	区分 組合名	短期財源率			介護財源率	福祉財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
地方職員共済組合	41.18	41.18	82.36	8.48	2.36	大阪市職員共済組合	40.00	40.00	80.00	10.40	2.00
公立学校共済組合	29.60	29.60	59.20	7.78	2.64	神戸市職員共済組合	37.50	37.50	75.00	9.10	3.00
警察共済組合	38.48	38.48	76.96	10.40	2.64	広島市職員共済組合	36.86	36.86	73.72	9.80	4.00
東京都職員共済組合	37.05	37.05	74.10	8.70	3.52	北九州市職員共済組合	38.30	38.30	76.60	8.95	2.82
札幌市職員共済組合	45.24	45.24	90.48	11.04	3.44	福岡市職員共済組合	40.635	40.635	81.27	9.63	3.49
川崎市職員共済組合	40.355	40.355	80.71	8.80	4.40	北海道都市職員共済組合	41.50	41.50	83.00	10.08	5.86
横浜市職員共済組合	35.96	35.96	71.92	8.00	1.70	仙台市職員共済組合	42.00	42.00	84.00	8.72	3.00
名古屋市職員共済組合	36.00	36.00	72.00	9.68	4.20	愛知県都市職員共済組合	35.50	35.50	71.00	9.00	5.98
京都市職員共済組合	39.435	39.435	78.87	9.00	5.08						

その(二) 市町村職員共済組合

①給料に乗じる率 (単位:%)

区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	51.80	51.80	103.60	12.80	4.30	滋賀県	52.50	52.50	105.00	11.50	4.45
青森県	56.05	56.05	112.10	12.675	5.15	京都府	53.25	53.25	106.50	12.50	5.90
岩手県	55.25	55.25	110.50	10.60	4.00	大阪府	52.6875	52.6875	105.375	12.25	1.44
宮城県	52.50	52.50	105.00	11.875	5.40	兵庫県	52.50	52.50	105.00	12.25	4.35
秋田県	52.95	52.95	105.90	12.10	3.6875	奈良県	59.70	59.70	119.40	14.50	4.75
山形県	48.00	48.00	96.00	11.40	5.15	和歌山県	49.375	49.375	98.75	11.40	5.00
福島県	50.00	50.00	100.00	12.00	3.90	鳥取県	55.80	55.80	111.60	11.40	7.25
茨城県	46.70	46.70	93.40	12.40	5.25	島根県	56.05	56.05	112.10	11.00	7.50
栃木県	48.95	48.95	97.90	11.35	5.95	岡山県	53.75	53.75	107.50	11.40	4.00
群馬県	46.25	46.25	92.50	11.15	4.475	広島県	53.875	53.875	107.75	10.50	3.00
埼玉県	50.90	50.90	101.80	12.20	5.00	山口県	56.25	56.25	112.50	11.50	5.40
千葉県	45.625	45.625	91.25	11.675	5.925	徳島県	53.25	53.25	106.50	11.60	4.50
東京都	46.875	46.875	93.75	10.75	6.00	香川県	52.60	52.60	105.20	10.00	6.00
神奈川県	51.25	51.25	102.50	11.80	4.30	愛媛県	58.15	58.15	116.30	12.90	5.00
新潟県	50.90	50.90	101.80	11.00	6.00	高知県	55.90	55.90	111.80	10.80	5.25
富山県	41.875	41.875	83.75	10.25	4.25	福岡県	54.125	54.125	108.25	12.10	3.75
石川県	50.50	50.50	101.00	12.00	7.50	佐賀県	54.90	54.90	109.80	12.20	3.00
福井県	46.875	46.875	93.75	11.00	5.30	長崎県	56.30	56.30	112.60	12.60	3.75
山梨県	51.25	51.25	102.50	11.25	4.50	熊本県	57.05	57.05	114.10	8.50	3.775
長野県	49.40	49.40	98.80	11.50	5.30	大分県	53.10	53.10	106.20	11.90	4.00
岐阜県	55.00	55.00	110.00	12.20	3.70	宮崎県	55.40	55.40	110.80	12.00	7.40
静岡県	47.50	47.50	95.00	11.50	2.50	鹿児島県	59.20	59.20	118.40	13.20	3.01
愛知県	48.75	48.75	97.50	10.50	3.85	沖縄県	57.10	57.10	114.20	12.30	4.725
三重県	52.00	52.00	104.00	11.80	4.50	平均	52.34	52.34	104.68	11.64	4.82

②期末手当等に乗じる率 (単位:%)

区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	区分 組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	41.44	41.44	82.88	10.24	3.44	滋賀県	42.00	42.00	84.00	9.20	3.56
青森県	44.84	44.84	89.68	10.14	4.12	京都府	42.60	42.60	85.20	10.00	4.72
岩手県	44.20	44.20	88.40	8.48	3.20	大阪府	42.15	42.15	84.30	9.80	1.16
宮城県	42.00	42.00	84.00	9.50	4.32	兵庫県	42.00	42.00	84.00	9.80	3.48
秋田県	42.36	42.36	84.72	9.68	2.95	奈良県	47.76	47.76	95.52	11.60	3.80
山形県	38.40	38.40	76.80	9.12	4.12	和歌山県	39.50	39.50	79.00	9.12	4.00
福島県	40.00	40.00	80.00	9.60	3.12	鳥取県	44.64	44.64	89.28	9.12	5.80
茨城県	37.36	37.36	74.72	9.92	4.20	島根県	44.84	44.84	89.68	8.80	6.00
栃木県	39.16	39.16	78.32	9.08	4.76	岡山県	43.00	43.00	86.00	9.12	3.20
群馬県	37.00	37.00	74.00	8.92	3.58	広島県	43.10	43.10	86.20	8.40	2.40
埼玉県	40.72	40.72	81.44	9.76	4.00	山口県	45.00	45.00	90.00	9.20	4.32
千葉県	36.50	36.50	73.00	9.34	4.74	徳島県	42.60	42.60	85.20	9.28	3.60
東京都	37.50	37.50	75.00	8.60	4.80	香川県	42.08	42.08	84.16	8.00	4.80
神奈川県	41.00	41.00	82.00	9.44	3.44	愛媛県	46.52	46.52	93.04	10.32	4.00
新潟県	40.72	40.72	81.44	8.80	4.80	高知県	44.72	44.72	89.44	8.64	4.20
富山県	33.50	33.50	67.00	8.20	3.40	福岡県	43.30	43.30	86.60	9.68	3.00
石川県	40.40	40.40	80.80	9.60	6.00	佐賀県	43.92	43.92	87.84	9.76	2.40
福井県	37.50	37.50	75.00	8.80	4.24	長崎県	45.04	45.04	90.08	10.08	3.00
山梨県	41.00	41.00	82.00	9.00	3.60	熊本県	45.64	45.64	91.28	6.80	3.02
長野県	39.52	39.52	79.04	9.20	4.24	大分県	42.48	42.48	84.96	9.52	3.20
岐阜県	44.00	44.00	88.00	9.76	2.96	宮崎県	44.32	44.32	88.64	9.60	5.92
静岡県	38.00	38.00	76.00	9.20	2.00	鹿児島県	47.36	47.36	94.72	10.56	2.408
愛知県	39.00	39.00	78.00	8.40	3.08	沖縄県	45.68	45.68	91.36	9.84	3.78
三重県	41.60	41.60	83.20	9.44	3.60	平均	41.87	41.87	83.75	9.33	3.86

3 給付の状況

(1) 給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの(法定給付)と、これに準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの(附加給付)とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

平成22年度の組合別受診率、1件当たり金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均16.46件(前年度と比較して

0.11 件増)、1 件当たり金額については平均 11,343 円 (同 2.5%増)、1 人当たり金額については平均 226,845 円 (同 3.3%増) となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、52.4% (前年度 52.3%) となっている。これを組合別にみると、公立学校共済組合が 56.4%で最も高く、地方職員共済組合が 48.0%で最も低くなっている (第 10 表参照)。

(4) 給付実績

平成 22 年度の給付実績は、法定給付件数が 6,901 万件 (ほかに附加給付 44 万件)、法定給付額が 7,928 億円 (ほかに附加給付額 150 億円) である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は 7,017 億円 (法定給付全体の 88.5%) で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が 6,681 億円 (同 84.3%)、出産費及び家族出産費等のその他の給付が 335 億円 (同 4.2%) である。また、休業給付は 909 億円 (同 11.5%)、災害給付は 3 億円 (同 0.0%) となっている。これを前年度と比較すると、保健給付 340 億円 (対前年度比 5.1%) 増、休業給付 148 億円 (同 19.5%) 増、災害給付 6 千万円 (同 17.0%) 減となっている (第 11 表参照)。

一方、附加給付についてみると、保健給付 103 億円、休業給付 13 億円、災害給付 2 億円、入院附加金 5 億円、結婚手当金 27 億円で、合計 150 億円となっており、前年度と比較すると、全体で 3 億円 (同 1.7%) 増加している。これを給付別にみると、保健給付 6 千万円 (同 0.6%) 増、休業給付 2 億円 (同 15.3%) 増、災害給付 5 千万円 (同 21.9%) 減、入院附加金 2 千万円 (同 3.9%) 減、結婚手当金 1 億円 (同 4.0%) 増となっている (第 12 表参照)。

第7表 法定給付の内容

(平成22年度末現在)

種 類	内 容
療 養 の 給 付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
入 院 時 食 事 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 ○ 基準額から標準負担額(1食につき260円)を控除した額
入 院 時 生 活 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定長期入院組合員(65歳以上の療養病未入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 ○ 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,700円)を控除した額
保 険 外 併 用 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
家 族 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 ○ 療養に要する費用の100分の70(※)
家 族 移 送 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 ○ 移送に要した費用
高 額 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給(70歳未満の者の高額療養費算定基準額) <li style="margin-left: 20px;">ア 組合員が市町村民税非課税者等である場合 35,400円 <li style="margin-left: 20px;">イ 給料月額が424,000円以上の組合員及びその被扶養者 150,000円+(医療費-500,000円)×1% <li style="margin-left: 20px;">ウ ア、イに該当しない者 80,100円+(医療費-267,000円)×1%
高 額 介 護 合 算 療 養 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険と介護保険の両制度を利用し、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給
出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が出産したとき ○ 390,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
家 族 出 産 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が出産したとき ○ 390,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 ○ 50,000円
家 族 埋 葬 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が死亡したとき ○ 50,000円
傷 病 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年) ○ 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
出 産 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が出産したとき ○ 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあっては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間 ○ 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 ○ 所定の期間1日につき給料日額の100分の60
育 児 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が育児休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で原則子が1歳に達する日まで。ただし、組合員とその配偶者がともに育児休業を取得する場合、最長で子が1歳2月に達する日まで) ○ 1日につき給料日額の100分の40(ただし、当分の間100分の50)×政令で定める数値(1.25)
介 護 休 業 手 当 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が介護休業により勤務に服さなかったとき(支給期間は最長で3月を越えない期間) ○ 1日につき給料日額の100分の40×政令で定める数値(1.25)
弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)
家 族 弔 慰 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき ○ 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)×100分の70
災 害 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき ○ 損害の程度に応じ給料×政令で定める数値(1.25)の3月分～0.5月分

※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

(平成22年度末現在)

	家族療養費	家族訪問看護療養費	一部負担金 私戻金	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病手当金	結婚 手当金	災害見舞金	入院 附加金
地方職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は不払)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は不払)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は不払)	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			傷病手当金期間経過後6月間、1日につき給料日額 × 2/3 × 1.25	1件につき 30,000円	法定給付 × 60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度である 場合 給料1ヶ月分 × 1.25 × 50/100	1日につき 300円(引き 続いて7日以 上入院)
公立学校	(自己負担額 - 20,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 20,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 20,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	1件につき 25,000円	同上	1件につき 80,000円	同上	1日につき 500円
警察	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後1年間、1日につき給料日額 × 60/100	1件につき 70,000円	同上	
都職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後6月間、1日につき給料日額 × 2/3 × 1.25		同上	
札幌市職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て)						1件につき 30,000円	同上	
川崎市職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後6月間、1日につき給料日額 × 2/3 × 1.25		同上	
横浜市職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 70,000円	法定給付 × 60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度である 場合 給料1ヶ月分 × 1.25 × 50/100	1日につき 500円(引き 続いて7日以 上入院)
名古屋 市職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後6月間、1日につき給料日額 × 2/3 × 1.25		同上	同上
京都市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円			法定給付 × 60/100 住居又は家財の1/5 以上の焼失又は滅 失の程度である場合 給料1ヶ月分 × 1.25 × 50/100	
大阪市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 60,000円 H21.10.1~ H23.3.31 20,000円	1件につき 60,000円 H21.10.1~ H23.3.31 20,000円	1件につき 50,000円 法第65条第2 項に該当する ときは、埋葬料と 附加金を合算 した額が埋葬 に要した費用を 超えない額	1件につき 50,000円	傷病手当金期間経過後(傷病手当金附加金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日から)6月間、1日につき給料日額 × 2/3 × 1.25 資格喪失後の給付はなし		法定給付 × 60/100 住居又は家財の1/5 以上の焼失若しくは 滅失またはこれらと 同程度である場合 給料1ヶ月分 × 1.25 × 50/100	
神戸市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	1件につき 70,000円	法定給付 × 60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度である 場合 給料1ヶ月分 × 1.25 × 50/100	
広島市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上			
北九州 市職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円			法定給付 × 60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度である 場合 給料1ヶ月分 × 1.25 × 50/100	
福岡市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨て)	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 30,000円	同上	
北海道 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (1,000円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払			1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			同上	
仙台市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 100円未満不払			1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 30,000円	同上	7日以上入院を1件として、1件につき5,000円
愛知県 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円) × 100/100 (100円未満の端数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 15,000円	同上	1日につき 300円(引き 続いて7日以 上入院)

その(二) 市町村職員共済組合

(平成22年度末現在)

区分 組合名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割合 ②/①	家 族 療 養 費 基 礎 控 除	家 族 訪 問 看 護 療 養 費 基 礎 控 除	一 部 負 担 金 払 戻 金 基 礎 控 除	出 産 費	家 族 出 産 費	埋 葬 料	家 族 埋 葬 料	傷 病 手 当 金	結 婚 手 当 金	入 院 附 加 金
	千円	千円	%	円	円	円	千円	千円	千円	千円	月	千円	1日円
北海道	11,631,239	113,208	0.97	25,000	25,000	25,000							
青森	6,150,416	73,794	1.20	25,000	25,000	25,000			50	50			
岩手	4,610,478	37,301	0.81	25,000	25,000	25,000							
宮城	5,498,063	64,455	1.17	25,000	25,000	25,000			50	50		20	300
秋田	4,871,161	40,880	0.84	25,000	25,000	25,000			20	20			
山形	4,174,450	39,227	0.94	25,000	25,000	25,000			50	30	6		
福島	6,532,770	65,150	1.00	25,000	25,000	25,000			50	50			300
茨城	7,505,879	100,322	1.34	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			500
栃木	4,877,751	59,035	1.21	25,000	25,000	25,000			50	50		30	500
群馬	5,683,279	74,107	1.30	25,000	25,000	25,000	10	10	50	50		45	500
埼玉	16,453,672	275,345	1.67	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50		45	500
千葉	15,083,648	339,797	2.25	25,000	25,000	25,000	60	60	50	50	18	60	500
東京	7,807,053	123,812	1.59	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50		60	500
神奈川	8,812,842	120,045	1.36	25,000	25,000	25,000	5	5	50	50		40	500
新潟	7,398,532	63,859	0.86	25,000	25,000	25,000			50	50			
富山	3,301,588	23,968	0.73	25,000	25,000	25,000			50	50			
石川	3,803,772	34,087	0.90	25,000	25,000	25,000			50	50			
福井	2,568,065	25,224	0.98	25,000	25,000	25,000			50	50			
山梨	2,999,025	22,919	0.76	25,000	25,000	25,000			50	50			
長野	6,889,526	103,311	1.50	25,000	25,000	25,000			50	50		30	500
岐阜	6,525,861	59,190	0.91	25,000	25,000	25,000			50	50		30	300
静岡	9,698,468	155,498	1.60	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50		30	500
愛知	6,299,208	54,261	0.86	25,000	25,000	25,000			50	50		15	300
三重	5,656,002	59,070	1.04	25,000	25,000	25,000			50	50			
滋賀	4,467,935	40,974	0.92	25,000	25,000	25,000			50	50			300
京都	3,889,582	35,859	0.92	25,000	25,000	25,000			50	50			
大阪	3,540,023	26,137	0.74	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50	6		500
兵庫	11,573,299	160,716	1.39	25,000	25,000	25,000	20	20	30	30	6		300
奈良	4,751,585	45,318	0.95	25,000	25,000	25,000							
和歌山	4,026,047	30,692	0.76	25,000	25,000	25,000			30	30			
鳥取	2,092,455	17,468	0.83	25,000	25,000	25,000							
島根	2,974,032	29,938	1.01	25,000	25,000	25,000			50	50	6		
岡山	5,792,842	56,541	0.98	25,000	25,000	25,000			50	50			200
広島	5,886,051	68,886	1.17	25,000	25,000	25,000			30	30		30	300
山口	4,839,096	62,535	1.29	25,000	25,000	25,000			30	30		30	300
徳島	2,938,070	29,207	0.99	25,000	25,000	25,000			50	50			20
香川	3,018,507	33,822	1.12	25,000	25,000	25,000			30	30	6	30	
愛媛	4,630,754	45,329	0.98	25,000	25,000	25,000			50	50			
高知	3,015,928	26,180	0.87	25,000	25,000	25,000							
福岡	7,360,130	69,502	0.94	25,000	25,000	25,000							
佐賀	2,883,973	28,047	0.97	25,000	25,000	25,000							
長崎	4,595,227	60,312	1.31	25,000	25,000	25,000							
熊本	6,397,389	73,517	1.15	25,000	25,000	25,000							
大分	3,837,963	43,213	1.13	25,000	25,000	25,000			50	50			
宮崎	3,521,077	39,328	1.12	25,000	25,000	25,000			50	50			
鹿児島	6,014,647	69,086	1.15	25,000	25,000	25,000							
沖縄	4,439,186	51,392	1.16	25,000	25,000	25,000							
合計	271,318,543	3,271,861	1.21	25,000	25,000	25,000							

- (注) 1. 家族療養費附加金及び一部負担金払戻金の基礎控除額の支給率は、100%である。
 2. 傷病手当金附加金は、法定給付期間満了後の支給期間の延長月数である。
 3. 災害見舞金附加金については、各組合とも実施しており、支給額は法定給付金額の60/100である。
 また、住居又は家財に係る焼失又は滅失の程度が1/5以上1/3未満の場合は、支給額は給料月額に1.25を乗じて得た額の50/100である。
 4. 「法定給付総額」及び「附加給付総額」欄は、各組合毎に千円未満の端数処理を行った。

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

その(一) 組合別

区分 組合名	受診率			1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員 件	被扶養者		組合員 件	被扶養者 件	組合員 円	被扶養者 円	組合員 円	被扶養者	
		1人当たり	1人当たり						1人当たり	1人当たり
地方職員共済組合	8.00 (7.99)	9.60 (9.80)	8.13 (8.17)	17.60 (17.80)	10,736 (10,559)	11,627 (11,269)	106,864 (104,625)	134,417 (133,059)	113,734 (110,957)	241,282 (237,683)
公立学校共済組合	8.82 (8.75)	7.22 (7.42)	7.90 (7.98)	16.04 (16.17)	10,111 (9,951)	11,692 (11,214)	109,564 (107,004)	100,854 (99,489)	110,410 (107,011)	210,419 (206,493)
警察共済組合	6.85 (6.97)	10.85 (10.86)	8.26 (8.17)	17.71 (17.82)	11,330 (11,186)	11,575 (11,174)	95,326 (95,501)	149,700 (144,578)	113,929 (108,774)	245,026 (240,079)
東京都職員共済組合	8.79 (8.76)	7.49 (7.53)	8.73 (8.63)	16.29 (16.28)	10,272 (10,205)	11,820 (11,479)	116,188 (114,877)	109,023 (106,516)	126,998 (122,086)	225,211 (221,393)
指定都市職員共済組合	7.94 (4.84)	9.05 (5.88)	7.87 (5.02)	16.99 (10.72)	10,763 (10,792)	11,935 (11,875)	107,078 (63,960)	129,412 (82,493)	112,550 (70,450)	236,490 (146,454)
市町村職員共済組合	7.68 (8.07)	8.39 (8.85)	7.85 (8.26)	16.07 (16.92)	10,993 (10,822)	12,690 (12,239)	104,376 (107,712)	127,047 (129,611)	118,872 (121,045)	231,424 (237,323)
都市職員共済組合	7.95 (4.74)	8.62 (5.21)	8.50 (5.04)	16.57 (9.95)	10,997 (11,607)	12,135 (12,480)	108,564 (69,028)	125,498 (78,976)	123,744 (76,459)	234,061 (148,003)
平均	8.08 (7.97)	8.38 (8.38)	7.99 (7.91)	16.46 (16.35)	10,625 (10,476)	12,036 (11,623)	106,211 (103,057)	120,633 (116,613)	115,115 (110,135)	226,845 (219,670)

(注) 1. ()内の数は、平成21年度の実績である。

2. 「受診率」及び「1件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、入院時生活療養の給付、家族入院時生活療養の給付、家族訪問看護療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、家族入院時食事療養費、家族訪問看護療養費、訪問看護療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。

3. 「1人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

4. 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受診率				1件当たり金額			1人当たり金額			
	組合員	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	組合員	被扶養者		合計
		組合員1人当たり	被扶養者1人当たり						組合員1人当たり	被扶養者1人当たり	
件	件	件	件	円	円	円	円	円	円	円	
北海道	7.24	8.15	7.27	15.39	13,241	14,128	13,711	123,242	137,604	122,715	260,846
青森県	7.95	9.21	8.31	17.16	11,720	13,347	12,593	119,092	152,260	137,329	271,352
岩手県	8.18	9.51	8.37	17.68	11,090	12,837	12,030	114,807	148,025	130,272	262,832
宮城県	8.64	8.91	9.03	17.55	10,014	12,945	11,502	110,239	143,499	145,424	253,737
秋田県	8.00	9.35	8.67	17.34	10,916	13,279	12,190	115,329	156,296	144,952	271,625
山形県	8.42	8.99	8.92	17.41	9,533	11,314	10,453	101,393	125,042	124,093	226,435
福島県	8.23	9.42	8.73	17.65	10,429	12,622	11,599	109,099	145,013	134,402	254,112
茨城県	8.17	8.33	7.93	16.50	11,018	12,706	11,871	113,200	126,992	120,834	240,192
栃木県	8.60	8.88	8.92	17.49	10,466	12,015	11,253	109,146	126,039	126,588	235,185
群馬県	7.73	8.87	8.75	16.60	10,349	11,581	11,007	95,260	119,009	117,459	214,269
埼玉県	8.44	8.79	8.50	17.22	10,959	12,185	11,584	115,413	129,207	124,972	244,620
千葉県	8.28	7.76	8.22	16.04	10,560	12,340	11,421	109,575	115,726	122,612	225,301
東京都	8.62	7.81	8.55	16.43	9,922	11,496	10,670	110,031	110,403	120,849	220,434
神奈川県	8.08	9.08	8.27	17.16	10,328	11,832	11,124	107,280	131,712	120,048	238,992
新潟県	7.77	7.90	7.88	15.67	10,322	12,869	11,606	101,243	126,014	125,699	227,257
富山県	7.66	5.36	7.99	13.02	11,290	13,421	12,168	101,661	81,407	121,257	183,068
石川県	7.30	6.64	7.96	13.94	12,854	14,755	13,760	110,803	112,596	134,930	223,400
福井県	7.35	6.80	7.75	14.15	11,474	14,467	12,912	98,731	110,047	125,282	208,778
山梨県	7.41	8.36	8.29	15.77	10,343	14,326	12,454	97,662	141,615	140,400	239,278
長野県	7.20	7.52	7.40	14.73	10,517	12,229	11,392	93,723	108,660	106,852	202,383
岐阜県	7.91	9.08	8.96	16.98	10,285	11,770	11,079	99,261	125,984	124,334	225,245
静岡県	7.50	7.61	7.97	15.11	10,215	12,332	11,281	94,791	111,853	117,125	206,644
愛知県	8.25	8.27	8.98	16.52	10,375	11,490	10,933	102,561	111,605	121,228	214,166
三重県	8.56	8.68	8.59	17.24	10,526	12,580	11,560	108,925	126,987	125,587	235,912
滋賀県	7.62	7.95	7.79	15.57	10,597	13,001	11,825	99,671	121,956	119,451	221,627
京都府	8.15	8.43	7.70	16.59	11,707	14,213	12,981	111,273	136,016	124,225	247,288
大阪府	1.52	1.58	1.38	3.11	10,878	12,671	11,792	20,253	23,437	20,371	43,690
兵庫県	8.18	9.65	8.24	17.84	10,986	12,566	11,841	110,557	143,075	122,184	253,632
奈良県	8.85	10.58	8.51	19.43	12,187	14,289	13,331	124,829	171,254	137,691	296,083
和歌山県	8.72	9.48	8.76	18.21	10,833	11,983	11,432	109,639	129,233	119,409	238,872
鳥取県	7.54	8.71	7.94	16.26	10,217	13,536	11,996	96,284	142,213	129,542	238,497
島根県	7.27	8.94	7.67	16.21	10,810	13,437	12,259	99,243	143,139	122,832	242,381
岡山県	8.02	9.78	8.70	17.80	11,608	12,554	12,128	109,961	143,159	127,279	253,120
広島県	8.06	8.54	7.74	16.60	11,754	13,128	12,461	117,307	136,190	123,461	253,497
山口県	7.85	9.29	8.15	17.14	11,053	11,786	11,450	107,402	133,717	117,346	241,119
徳島県	8.78	9.76	9.48	18.54	11,099	13,037	12,119	114,885	149,459	145,114	264,343
香川県	8.11	8.03	8.80	16.13	11,211	13,258	12,230	111,273	125,812	137,915	237,085
愛媛県	7.79	9.87	8.28	17.66	11,557	12,473	12,069	105,962	142,390	119,525	248,352
高知県	7.88	7.98	8.05	15.86	11,883	13,844	12,870	112,691	130,712	131,778	243,402
福岡県	8.28	9.88	8.31	18.16	11,701	12,634	12,208	117,843	149,300	125,513	267,143
佐賀県	8.15	9.78	8.41	17.93	11,612	12,669	12,188	118,116	149,644	128,713	267,760
長崎県	7.98	10.70	8.05	18.68	11,442	12,047	11,789	113,091	153,391	115,414	266,482
熊本県	7.58	9.51	8.03	17.09	11,292	13,500	12,520	105,647	153,208	129,400	258,855
大分県	7.55	9.42	7.80	16.97	12,003	12,996	12,554	110,588	146,438	121,247	257,026
宮崎県	7.76	9.57	7.82	17.33	12,005	12,756	12,420	114,479	146,884	119,940	261,363
鹿児島県	7.65	11.18	7.58	18.83	11,348	12,664	12,130	105,221	166,704	113,020	271,925
沖縄県	7.80	9.25	6.97	17.05	11,874	14,564	13,333	114,097	160,237	120,690	274,334
平均	7.68	8.39	7.85	16.07	10,993	12,690	11,879	104,376	127,047	118,872	231,424

第10表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

区分 組合名	掛金+負担金		法定給付		収入に対する 法定給付 の割合
	千円	円	千円	円	
地方職員共済組合	181,002,815	588,078	86,851,480	282,180	48.0 (53.7)
公立学校共済組合	457,675,550	462,772	258,183,588	261,059	56.4 (53.3)
警察共済組合	155,018,973	524,642	80,920,087	273,863	52.2 (52.5)
東京都職員共済組合	65,700,522	522,403	33,398,131	265,558	50.8 (47.6)
指定都市職員共済組合	93,913,740	532,681	47,752,650	270,854	50.8 (46.3)
市町村職員共済組合	533,515,505	535,248	271,318,543	272,199	50.9 (52.4)
都市職員共済組合	26,572,316	517,959	14,403,752	280,764	54.2 (45.9)
合計	1,513,399,421	514,344	792,828,232	269,451	52.4 (52.3)

(注) 1. 1人当たりの額は、任意継続組合員を含む。
2. 割合の()内の数は、平成21年度の実績である。

第11表 法定給付の給付実績

区分 給付別	平成22年度		平成21年度		増 減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	68,491,860	701,680,452	66,441,031	667,669,096	2,050,829	3.1	34,011,356	5.1
内訳								
医療費	68,405,573	668,138,227	66,360,337	637,966,345	2,045,236	3.1	30,171,882	4.7
その他	86,287	33,542,225	80,694	29,702,751	5,593	6.9	3,839,474	12.9
休業給付	519,243	90,870,649	505,162	76,066,948	14,081	2.8	14,803,701	19.5
災害給付	348	277,131	492	334,074	△ 144	△ 29.3	△ 56,943	△ 17.0
合計	69,011,451	792,828,232	66,946,685	744,070,118	2,064,766	3.1	48,758,114	6.6

第 12 表 附加給付の給付実績

区分 給付別	平成 22 年度		平成 21 年度		増 減			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸び率	金 額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保 健 給 付	298,647	10,290,514	284,155	10,233,004	14,492	5.1	57,510	0.6
休 業 給 付	5,188	1,264,156	4,513	1,096,346	675	15.0	167,810	15.3
災 害 給 付	420	181,982	616	233,022	△ 196	△ 31.8	△ 51,040	△ 21.9
入 院 附 加 金	89,440	536,933	92,269	558,750	△ 2,829	△ 3.1	△ 21,817	△ 3.9
結 婚 手 当 金	44,403	2,717,860	42,567	2,613,870	1,836	4.3	103,990	4.0
合 計	438,098	14,991,445	424,120	14,734,992	13,978	3.3	256,453	1.7

〔Ⅲ〕 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和 42 年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約 3 年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和 44 年 10 月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和 44 年 12 月に財源率の再計算を実施（昭和 45 年 1 月から適用）し、その後、昭和 49 年 12 月、昭和 54 年 12 月、昭和 59 年 12 月、平成元年 12 月、平成 6 年 12 月及び平成 11 年 12 月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成 8 年 12 月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成 2 年 4 月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組

合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成 21 年 9 月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。(第 13 表参照)。

第 13 表 長期財源率の状況

(平成 22 年度末現在)

区 分	長期財源率(千分率)				
	財 源 率	掛金の率		負担金の率	
		給 料 に 乗 じ る 率	期 末 手 当 等 に 乗 じ る 率	給 料 に 乗 じ る 率	期 末 手 当 等 に 乗 じ る 率
地方公務員共済組合連合会 { 一般組合員 特別職	155.08	96.9250 77.54	77.54 77.54	96.9250 77.54	77.54 77.54

2 収入の状況

長期経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金が主なものである。

平成 22 年度の負担金収入は 3 兆 2,820 億円、掛金収入は 1 兆 4,588 億円、利息及び配当金収入は 4,660 億円で、この三者の計は 5 兆 2,069 億円となり、基礎年金交付金 2,572 億円、年金保険者拠出金還付金 107 億円及びその他の収入（償還差益、財産処分益等）114 億円を含めた収入全体の計は 5 兆 4,862 億円となっている。

収入額については前年度と比較すると、負担金が 2,012 億円（6.5%）増、掛金が 129 億円（0.9%）減、利息及び配当金が 322 億円（6.5%）減、基礎年

金交付金が 180 億円（6.5%）減、年金保険者拠出金還付金が 107 億円（皆増）増、その他の収入が 34 億円（41.8%）増となっており、全体では 1,522 億円（2.9%）の増加となっている（第 14 表その（二）参照）。

3 給付の状況

平成 22 年度の給付額は、全体で 4 兆 5,433 億円であり、前年度の 4 兆 4,694 億円と比較して 739 億円増加し、増加率は 1.7%である。給付額の伸びを年金の種類別にみると、退職年金が 1.8%、障害年金（公務外）が△1.6%、遺族年金（公務外）が 1.7%、その他が△3.6%となっている（第 15 表参照）。

次に、平成 22 年度末現在における年金の種類別受給権者数の状況をみると、年金受給権者の総数は 2,742,075 人で、退職年金が 2,008,183 人（全体の 73.2%）、減額退職年金が 64,237 人（同 2.3%）、通算退職年金が 17,252 人（同 0.6%）、障害年金が 46,069 人（同 1.7%）、遺族年金が 605,052 人（同 22.1%）、その他が 1,282 人（同 0.0%）となっている（第 16 表参照）。

第14表 長期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区 分			
	収 入 (A)			
	平成22年度	平成21年度	増 減	増減率
	千円	千円	千円	%
地方公務員共済組合連合会	1,857,005,361	1,772,115,515	84,889,846	4.8
地方職員共済組合	582,054,115	545,898,021	36,156,094	6.6
公立学校共済組合	2,003,315,527	1,905,923,932	97,391,595	5.1
警察共済組合	511,748,797	494,667,402	17,081,395	3.5
東京都職員共済組合	220,287,961	210,811,748	9,476,213	4.5
指定都市職員共済組合	318,941,564	312,807,050	6,134,514	2.0
全国市町村職員共済組合連合会	1,626,837,997	1,623,774,275	3,063,722	0.2
合 計	7,120,191,322	6,865,997,942	254,193,380	3.7

- (注) 1. 収入額については前年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金、
ていない。
2. 地方公務員共済組合連合会の数値は、連合会単独の経理単位のものであり、基礎年金拠出金経理

その(二) 費用別収支状況

費 目	区 分					
	収				入	
	平成22年度		平成21年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
負 担 金	3,282,020,559	7.1	3,080,788,670	6.6	201,231,889	6.5
(うち追加費用)	(1,161,077,702)	(2.5)	(965,846,534)	(2.1)	(195,231,168)	(20.2)
掛 金	1,458,822,783	3.2	1,471,689,551	3.2	△ 12,866,768	△ 0.9
利息及び配当金	466,043,035	1.0	498,287,443	1.1	△ 32,244,408	△ 6.5
基礎年金交付金	257,165,434	0.6	275,147,293	0.6	△ 17,981,859	△ 6.5
年金保険者拠出金還付金	10,730,824	0.0	-	-	10,730,824	皆 増
そ の 他	11,442,498	0.0	8,067,839	0.0	3,374,659	41.8
小 計	5,486,225,132	11.9	5,333,980,796	11.5	152,244,336	2.9
組 合 払 込 金	671,200	0.0	829,399	0.0	△ 158,199	△ 19.1
基礎年金拠出金負担金	1,376,129,610	3.0	1,256,040,493	2.7	120,089,117	9.6
基礎年金交付金連合会交付金	257,165,379	0.6	275,147,255	0.6	△ 17,981,876	△ 6.5
前年度繰越支払準備金	77,270	0.0	65,322	0.0	11,948	18.3
前年度繰越長期給付積立金	38,925,465,236	84.5	39,520,012,053	85.2	△ 594,546,817	△ 1.5
前年度繰越基礎年金拠出金 負担金充当金	83	0.0	92	0.0	△ 9	△ 10.3
合 計	46,045,733,911	100.0	46,386,075,410	100.0	△ 340,341,499	△ 0.7

- (注) 1. 負担金には払込金を含む。
2. 収入額の前年度繰越長期給付積立金及び支出額の次年度繰越長期給付積立金には、地方公務員共

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成22年度	平成21年度	増 減	増減率	平成22年度	平成21年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
1,688,228,230	1,634,279,926	53,948,304	3.3	168,777,131	137,835,589
729,710,558	713,694,276	16,016,282	2.2	△ 147,656,443	△ 167,796,255
2,292,200,614	2,252,861,547	39,339,067	1.7	△ 288,885,088	△ 346,937,615
526,847,709	510,966,881	15,880,828	3.1	△ 15,098,912	△ 16,299,479
291,202,827	291,595,568	△ 392,741	△ 0.1	△ 70,914,866	△ 80,783,820
382,446,580	369,959,930	12,486,650	3.4	△ 63,505,016	△ 57,152,880
1,769,240,912	1,687,174,694	82,066,218	4.9	△ 142,402,915	△ 63,400,419
7,679,877,430	7,460,532,821	219,344,609	2.9	△ 559,686,108	△ 594,534,879

また、支出額には次年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金は含まれ
を含む。

区 分 費 目	支 出					
	平成22年度		平成21年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
退職給付	3,666,877,295	8.0	3,606,597,813	7.8	60,279,482	1.7
障害給付	34,926,275	0.1	35,437,123	0.1	△ 510,848	△ 1.4
遺族給付	840,272,627	1.8	825,952,834	1.8	14,319,793	1.7
短期在留脱退一時金	11,522	0.0	16,660	0.0	△ 5,138	△ 30.8
恩給組合条例給付	1,025,720	0.0	1,201,298	0.0	△ 175,578	△ 14.6
旧市町村共済法給付	149,213	0.0	151,580	0.0	△ 2,367	△ 1.6
基礎年金拠出金	1,376,129,646	3.0	1,256,040,540	2.7	120,089,106	9.6
年金保険者拠出金	6,712,791	0.0	14,462,099	0.0	△ 7,749,308	△ 53.6
財政調整拠出金	48,220,414	0.1	88,420,032	0.2	△ 40,199,618	△ 45.5
その他	71,585,738	0.2	100,235,696	0.2	△ 28,649,958	△ 28.6
小 計	6,045,911,241	13.1	5,928,515,674	12.8	117,395,567	2.0
連 合 会 払 込 金	671,200	0.0	829,399	0.0	△ 158,199	△ 19.1
基礎年金拠出金負担金	1,376,129,610	3.0	1,256,040,493	2.7	120,089,117	9.6
基礎年金交付金支払金	257,165,379	0.6	275,147,255	0.6	△ 17,981,876	△ 6.5
次年度繰越支払準備金	61,348	0.0	77,270	0.0	△ 15,922	△ 20.6
次年度繰越長期給付積立金	38,365,795,031	83.3	38,925,465,236	83.9	△ 559,670,205	△ 1.4
次年度繰越基礎年金拠出金 負担金充当金	102	0.0	83	0.0	19	22.6
合 計	46,045,733,911	100.0	46,386,075,410	100.0	△ 340,341,499	△ 0.7

済組合連合会の長期給付積立金を含む。

第 15 表 長期給付支給状況

(平成 22 年度末現在)

年金の種類	区 分	給 付 件 数	給 付 金 額	1 件当たり 金 額	給付金額 の 割 合
		件	千円	円	%
退 職 年 金		11,514,388	3,556,816,670	308,902	78.3
	()	10,991,243	3,492,265,707	317,732	78.1
障害年金(公務外)		142,595	32,959,160	231,138	0.7
	()	141,283	33,484,309	237,002	0.7
遺族年金(公務外)		3,388,446	836,256,511	246,796	18.4
	()	3,313,751	821,997,215	248,056	18.4
そ の 他		519,277	117,230,311	225,757	2.6
	()	537,481	121,610,077	226,259	2.7
合 計		15,564,706	4,543,262,652	291,895	100.0
	()	14,983,758	4,469,357,307	298,280	100.0

- (注) 1. () 内の数は、平成 21 年度の実績である。
 2. 退職年金には、退職共済年金(繰上げ支給を除く。)を含む。
 3. 障害年金には、障害共済年金を含む。
 4. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

第16表 年金種類別受給権者状況

(平成22年度末現在)

年金の種類	区 分	受給権者数	年 金 額	1人当たり 平均年金額
		人	千円	円
退職年金		2,008,183 (1,923,047)	3,765,540,854 (3,739,604,913)	1,875,098 (1,944,625)
内訳	20年以上	1,817,942 (1,752,258)	3,703,420,882 (3,679,880,926)	2,037,150 (2,100,079)
	20年未満	190,241 (170,789)	62,119,972 (59,723,986)	326,533 (349,695)
減額退職年金		64,237 (65,565)	101,893,189 (104,607,860)	1,586,207 (1,595,483)
通算退職年金		17,252 (18,967)	14,058,209 (15,451,686)	814,874 (814,662)
障害年金		46,069 (44,485)	62,119,906 (60,986,901)	1,348,410 (1,370,954)
内訳	公務等	1,056 (1,050)	3,314,197 (3,331,520)	3,138,444 (3,172,876)
	公務外	45,013 (43,435)	58,805,709 (57,655,381)	1,306,416 (1,327,395)
遺族年金		605,052 (592,042)	928,642,968 (906,301,969)	1,534,815 (1,530,807)
内訳	公務等	3,330 (3,358)	6,428,538 (6,507,844)	1,930,492 (1,938,012)
	公務外	601,722 (588,684)	922,214,430 (899,794,125)	1,532,625 (1,528,484)
その他		1,282 (1,389)	423,276 (464,741)	330,168 (334,587)
合 計		2,742,075 (2,645,495)	4,872,678,402 (4,827,418,070)	1,777,004 (1,824,769)

- (注) 1. () 内の数は、平成21年度の実績である。
2. 退職年金には、退職共済年金（繰上げ支給を除く。）を含む。
3. 減額退職年金には、退職共済年金の繰上げ支給分を含む。
4. 障害年金には、障害共済年金を含む。
5. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

4 長期給付積立金の状況

平成 22 年度末における長期給付積立金の総額は 38 兆 3,658 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 16 兆 6,428 億円であり、最も少ないのは東京都職員共済組合の 8,924 億円である。

また、平成 22 年度において減少した長期給付積立金の総額は約 5,597 億円（対前年度比 1.4%減）であり、その内訳は、公立学校共済組合が 2,889 億円（同 4.6%減）、地方職員共済組合が 1,477 億円（同 10.9%減）等となっている（第 17 表参照）。

この長期給付積立金を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」とこととされている。長期給付積立金についてみれば、(1)貸付信託等による一般的な資金運用、(2)地方公共団体の行政目的の実現に資するよう、(ア)地方公共団体金融機構の発行する債券の取得、及び(イ)地方債の引受け並びに、(3)組合員の福祉の増進に資するよう、(ア)組合員の貸付に充てるための貸付経理に対する貸付け、(イ)その他各福祉経理に対する貸付け、及び(ウ)投資不動産による職員住宅等の取得等、の方法により運用されており、平成 22 年度末における運用状況は、第 1 図のとおりである。

第17表 長期経理資産の状況

(単位：億円、%)

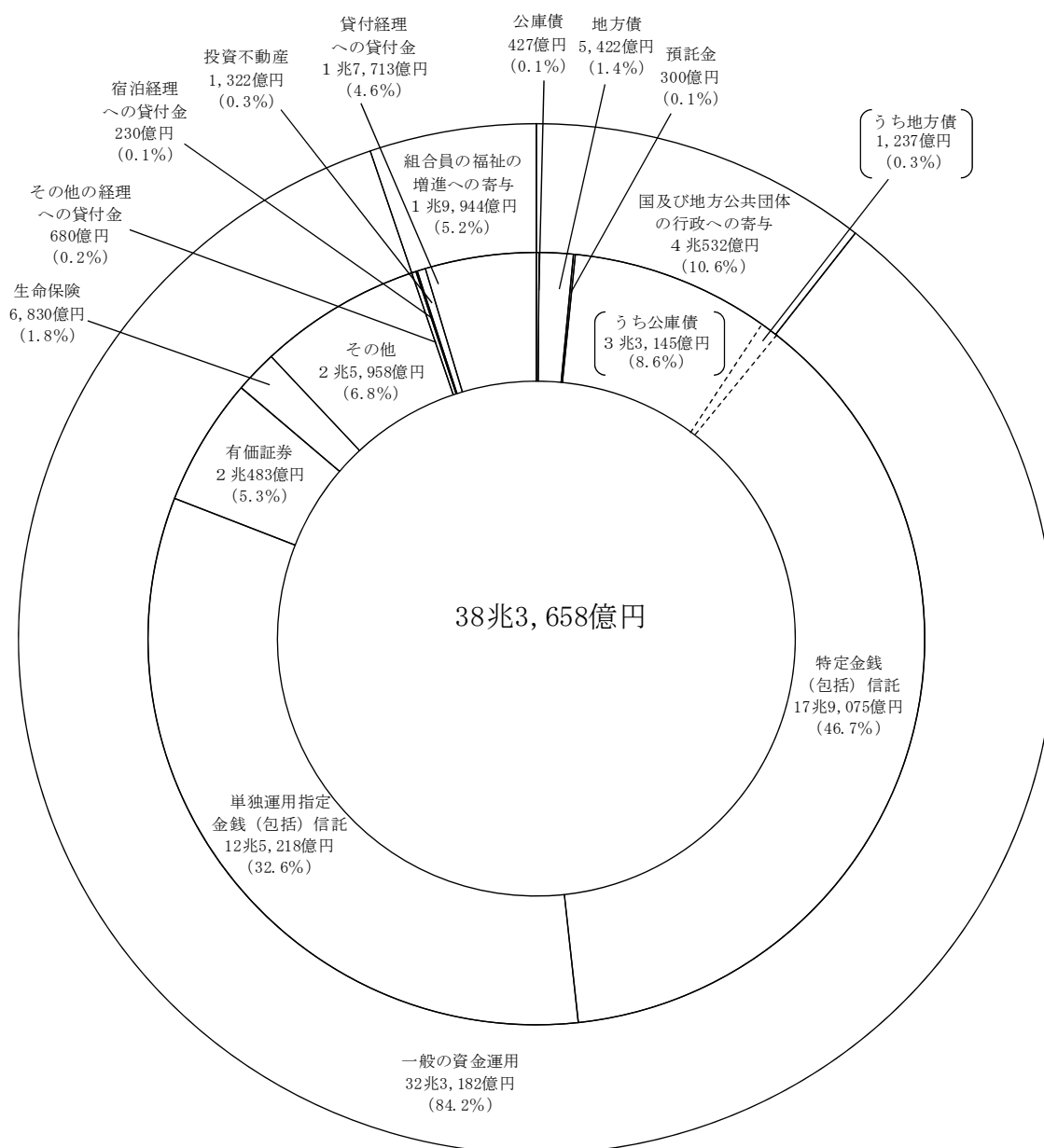
項目	組合連合会		地方公務員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合		東京都職員共済組合		指定都市職員共済組合		全国市町村職員共済組合		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
地方債	185	0.1	237	2.0	-	-	372	9.8	2,560	17.5	1,568	1.6	5,422	1.4	5,422	1.5
施行規程	-	-	30	0.2	30	0.0	45	0.5	322	2.2	-	-	427	0.1	427	0.1
第14条	300	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300	0.1	300	0.1
第1項	-	-	1,182	9.8	13,421	22.3	851	2.6	3,787	25.9	-	-	20,483	5.3	20,483	5.4
第1号	-	-	109	0.9	-	-	50	0.2	99	0.7	-	-	257	0.1	257	0.1
の額	-	-	356	2.9	5,337	8.9	-	-	268	1.8	-	-	5,960	1.6	5,960	2.1
有価証券信託	-	-	-	-	4,268	7.1	545	2.2	838	10.5	477	3.3	8,830	1.8	8,830	1.9
生命保険	309	0.2	-	-	-	-	80	0.3	-	-	326	2.2	493	0.1	493	0.2
合同運用指定金銭(包括)信託	-	-	87	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定金銭(包括)信託	85,678	57.5	2,076	17.1	10,789	17.9	6,201	25.0	981	11.0	2,153	14.7	178,075	46.7	178,075	47.8
単独運用指定金銭(包括)信託	87,848	40.8	4,794	39.6	12,513	20.8	13,421	54.0	2,845	31.9	2,220	15.2	125,218	32.6	125,218	29.8
その他	2,108	1.3	730	6.0	7,112	11.8	677	2.7	815	9.1	1,561	10.7	19,247	5.0	19,247	5.0
計	168,428	100.0	9,801	79.3	53,451	88.7	21,624	87.1	7,929	88.8	13,783	94.1	90,897	94.2	363,714	93.9
投資不動産	-	-	821	5.1	85	0.1	572	2.3	35	0.4	3	0.0	8	0.0	1,322	0.3
第1項	-	-	21	0.2	132	0.2	30	0.1	-	-	-	-	47	0.0	230	0.1
第2号	-	-	-	-	384	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	384	0.1
の額	-	-	-	-	108	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	108	0.0
医務経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0
計	-	-	842	5.3	710	1.2	802	2.4	35	0.4	3	0.0	53	0.1	2,045	0.5
第1項	-	-	1,872	15.4	6,086	10.1	2,614	10.5	960	10.8	857	5.9	5,324	5.5	17,713	4.6
第3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	0.2	186	0.0
の額	-	-	-	-	6,086	10.1	2,614	10.5	960	10.8	857	5.9	5,510	5.7	17,899	4.7
平成22年度長期給付積立金	166,428	100.0	12,115	100.0	80,247	100.0	24,841	100.0	8,824	100.0	14,843	100.0	96,480	100.0	383,658	100.0
平成21年度長期給付積立金	164,740	-	13,592	-	63,136	-	24,891	-	9,633	-	15,278	-	97,884	-	389,255	-
差引増加額	1,688	-	-1,477	-	-2,889	-	-151	-	-709	-	-635	-	-1,424	-	-5,597	-
平成22年度運用利回り	1.29	-	0.62	-	0.65	-	0.88	-	0.88	-	1.49	-	0.97	-	1.06	-
平成21年度運用利回り	1.47	-	-0.05	-	0.56	-	0.14	-	0.32	-	1.57	-	1.04	-	1.05	-

(注) 1. 「地方公務員共済組合」の数値は、連合会単独の経理単位の資産であり、運用利回りは基礎年金拠出金経理を含む。

2. 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

3. 「全国市町村職員共済組合」の数値は、構成組合預託金を各資産に分類した後の数値である。

第1図 長期給付積立金の運用状況



注1 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。
 注2 公庫債には、平成20年10月1日に発足した地方公営企業等金融機構が発行した債券を含む。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成22年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- (1) 保健経理 64組合
- (2) 医療経理 3組合
- (3) 宿泊経理 49組合
- (4) 住宅経理 4組合
- (5) 貯金経理 51組合
- (6) 貸付経理 64組合
- (7) 物資経理 32組合
- (8) 財形経理 23組合

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成22年度末現在)

組合名	経理名								
	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	0	1	1	1	0	0
公立学校共済組合	1	1	1	1	0	1	0	0	0
警察共済組合	1	1	1	1	0	1	1	0	0
東京都職員共済組合	1	0	1	0	0	1	0	0	0
指定都市職員共済組合	10	0	2	2	3	10	0	0	0
市町村職員共済組合	47	0	41	0	44	47	30	21	0
都市職員共済組合	3	0	2	0	3	3	0	2	0
計	64	3	49	4	51	64	32	23	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成22年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合										
札幌市		○	—	○	—	○	○	—	—	—
川崎市		○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市		○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋	市	○	—	○	○	○	○	—	—	—
京都	市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪	市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸	市	○	—	—	○	—	○	—	—	—
広島	市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州	市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡	市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計		10	0	2	2	3	10	0	0	0
都市職員共済組合										
北海道	都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台	市	○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県	都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
小計		3	0	2	0	3	3	0	2	0
合計		13	0	4	2	6	13	0	2	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成22年度末現在)

組合名	経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道		○	—	○	—	○	○	○	—	—
青森		○	—	○	—	○	○	○	—	—
岩手		○	—	○	—	○	○	○	—	—
宮城		○	—	○	—	○	○	○	—	—
秋田		○	—	○	—	○	○	○	—	—
山形		○	—	○	—	○	○	○	—	—
福島		○	—	○	—	○	○	—	—	—
茨城		○	—	○	—	○	○	○	○	—
栃木		○	—	○	—	○	○	○	○	—
群馬		○	—	—	—	○	○	○	—	—
埼玉		○	—	○	—	○	○	○	○	—
千葉		○	—	○	—	○	○	○	○	—
東京都		○	—	○	—	○	○	○	○	—
神奈川県		○	—	○	—	○	○	○	○	—
新潟		○	—	○	—	○	○	—	○	—
富山		○	—	○	—	○	○	—	○	—
石川		○	—	○	—	○	○	○	○	—
福井		○	—	○	—	○	○	○	—	—
山梨		○	—	○	—	○	○	—	○	—
長野		○	—	○	—	—	○	○	○	—
岐阜		○	—	○	—	○	○	—	—	—
静岡県		○	—	○	—	○	○	○	—	—
愛知県		○	—	○	—	○	○	—	—	—
三重		○	—	○	—	○	○	○	—	—
滋賀		○	—	○	—	○	○	—	○	—
京都		○	—	○	—	○	○	—	○	—
大阪		○	—	○	—	—	○	—	—	—
兵庫県		○	—	○	—	○	○	—	—	—
奈良		○	—	○	—	○	○	—	—	—
和歌山		○	—	—	—	○	○	—	—	—
鳥取		○	—	○	—	○	○	○	—	—
島根		○	—	○	—	○	○	○	—	—
岡山		○	—	○	—	○	○	—	—	—
広島		○	—	—	—	○	○	○	—	—
山口		○	—	○	—	○	○	—	—	—
徳島		○	—	○	—	○	○	○	—	—
香川		○	—	○	—	○	○	○	—	—
愛媛		○	—	○	—	○	○	○	—	—
高知		○	—	○	—	○	○	○	—	—
高松		○	—	—	—	○	○	○	○	—
福岡		○	—	—	—	○	○	—	○	—
佐賀		○	—	—	—	○	○	—	○	—
長崎		○	—	○	—	○	○	—	○	—
熊本		○	—	—	—	—	○	○	—	—
大分		○	—	—	—	○	○	○	○	—
宮崎		○	—	○	—	○	○	○	○	—
鹿児島		○	—	○	—	○	○	○	○	—
沖縄		○	—	○	—	○	○	—	○	—
連合会		—	—	○	—	—	—	—	○	—
計		47	0	41	0	44	47	30	21	0

2 福祉事業の平成22年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	3,798,458	負 担 金	29,934,741
厚 生 費	29,245,805	掛 金	29,019,253
旅 費	75,029	補 助 金	5,309,170
事 務 費	388,472	施 設 収 入	1,640,046
減 価 償 却 費	387,270	利 息 及 び 配 当 金	1,853,408
助 成 金 及 び 交 付 金	3,779	そ の 他	20,884,484
医 療 経 理 へ 繰 入	128,322		
宿 泊 経 理 へ 繰 入	5,123,834		
物 資 経 理 へ 繰 入	30,000		
そ の 他	33,901,423		
合 計 (A)	73,082,392	合 計 (B)	88,641,102
		差 引 (B) - (A)	15,558,710

(2) 医療経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	24,360,433	施 設 収 入	1,330,706
旅 費	32,489	保 険 患 者 収 入	2,101,502
事 務 費	202,785	一 般 患 者 収 入	100,464
事 業 用 消 耗 品 費	459,762	内 部 患 者 収 入	852,396
薬 品 費	9,210,942	検 診 収 入	209,733
医 療 材 料 費	3,986,354	老 人 保 健 患 者 収 入	-
飲 食 材 料 費	457,989	入 院 診 療 収 入	31,378,448
光 熱 水 料	1,129,006	外 来 診 療 収 入	17,145,821
減 価 償 却 費	3,387,917	雑 診 療 収 入	207,213
修 繕 費	555,299	利 息 及 び 配 当 金	136,329
内 部 患 者 割 引 費	341,943	保 健 経 理 より 繰 入	128,322
負 担 金	226,121	そ の 他	9,983,889
支 払 利 息	181,462		
そ の 他	11,041,152		
合 計 (A)	55,573,654	合 計 (B)	63,574,823
		差 引 (B) - (A)	8,001,169

(3) 宿泊経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	9,333,159	補 助 金	418,399
旅 費	58,190	寄 附 金	64,150
事 務 費	326,208	施 設 収 入	49,493,388
商 品 仕 入	2,350,093	商 品 売 上	3,218,930
事 業 用 消 耗 品 費	1,565,727	利 息 及 び 配 当 金	628,334
飲 食 材 料 費	9,206,197	賃 貸 料	1,076,216
光 熱 水 料	4,577,732	保 健 経 理 より 繰 入	5,123,834
燃 料 費	263,945	そ の 他	6,579,568
減 価 償 却 費	7,696,061		
修 繕 費	1,781,146		
賃 借 料	1,657,209		
委 託 管 理 費	3,322,859		
負 担 金	2,547,026		
支 払 利 息	744,835		
そ の 他	24,867,148		
合 計 (A)	70,297,535	合 計 (B)	66,602,819
		差 引 (B) - (A)	△ 3,694,716

(4) 住宅経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	147,657	補 助 金	-
旅 費	5,548	施 設 収 入	29,284
事 務 費	50,413	利 息 及 び 配 当 金	1,692,109
減 価 償 却 費	43,918	そ の 他	376,495
負 担 金	5,069		
支 払 利 息	987,465		
そ の 他	786,729		
合 計 (A)	2,026,799	合 計 (B)	2,097,888
		差 引 (B) - (A)	71,089

(5) 貯金経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	1,576,259	利 息 及 び 配 当 金	52,843,319
旅 費	28,024	保 險 手 数 料	34,451
事 務 費	163,268	そ の 他	4,341,270
支 払 利 息	43,209,476		
そ の 他	1,799,105		
合 計 (A)	46,776,132	合 計 (B)	57,219,040
		差 引 (B) - (A)	10,442,908

(6) 貸付経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	3,111,770	貸 倒 引 当 金 戻 入	22
厚 生 費	5,112	団 体 信 用 生 命 保 険 配 当 金	881,516
旅 費	41,513	団 体 信 用 生 命 保 険 特 約 保 険 料	119,373
事 務 費	266,664	保 険 料 充 当 金	2,794,766
保 険 料	6,487,178	保 険 負 担 金	-
貸 付 金 保 険 料	1,341,732	そ の 他	64,385,692
負 担 金	385,310		
支 払 利 息	47,013,163		
そ の 他	20,217,786		
合 計 (A)	78,870,228	合 計 (B)	68,181,369
		差 引 (B) - (A)	△ 10,688,859

(7) 物資経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	480,421	施 設 収 入	285,254
旅 費	5,355	商 品 売 上	6,516,065
事 務 費	43,496	商 品 販 売 益	124,707
商 品 仕 入	6,164,608	手 数 料	-
飲 食 材 料 費	56,685	販 売 手 数 料	5,205
販 売 費	17,698	受 託 商 品 手 数 料	506,284
減 価 償 却 費	10,579	利 息 及 び 配 当 金	83,974
負 担 金	100,345	広 告 料	4,892
支 払 利 息	365,198	保 健 経 理 よ り 繰 入	30,000
そ の 他	724,893	そ の 他	543,558
合 計 (A)	7,969,278	合 計 (B)	8,099,939
		差 引 (B) - (A)	130,661

(8) 財形経理収支状況

費 目	支 出	費 目	収 入
	千円		千円
職 員 給 与	-	補 助 金	-
旅 費	-	利 息 及 び 配 当 金	21
事 務 費	194	そ の 他	7,819
支 払 利 息	7,954		
そ の 他	111		
合 計 (A)	8,259	合 計 (B)	7,840
		差 引 (B) - (A)	△ 419

Ⅱ 地方議会議員共済会の事業の概要

〔Ⅰ〕 地方議会議員の概況

平成 22 年度末現在の地方議会議員の総数は 35,564 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,674 人、市議会議員共済会 20,863 人、町村議会議員共済会 12,027 人である。

〔Ⅱ〕 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足以来、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされた。

平成 22 年度における掛金率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額
の 100 分の 13.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0、
特別掛金の率は、都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0、市議
会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5、地方公共団体の負担
金率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額
の 100 分の 10.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.5 となっている。

〔Ⅲ〕 収支の概況（給付経理）

平成 22 年度の収支の状況は、収入 595 億円、支出 749 億円で、差引 153 億円の赤字となっている。収入の主な内訳は、負担金 256 億円（全体の 43.1%）、掛金 255 億円（同 42.9%）、特別掛金 39 億円（同 6.6%）、利息及び配当金 3 億円（同 0.5%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 515 億円（全体の 68.7%）、退職一時金 25 億円（同 3.3%）、遺族年金 166 億円（同 22.1%）、遺族一時金 2 億円（同 0.3%）となっている。